税制調査会（第21回総会）議事録
日　時：平成27年９月25日（金）午後２時00分～
場　所：財務省第３特別会議室（本庁舎４階）

○中里会長

第21回の「税制調査会」を開会します。

前回は、立命館大学の筒井淳也教授と、国立社会保障・人口問題研究所の釜野さおり室長から、女性のライフコースや働き方、それから、子育て等についてプレゼンテーションを行っていただきました。

そこでは、育児支援の充実や男性的働き方の是正等を伴った「共働き社会化」が女性の労働参加と出生数の双方を引き上げていくことにつながるのではないか、女性のライフコースの理想と現実のギャップを埋めるためには、社会意識を含めて変えていかなければならないのではないかといった、非常に重要な御指摘を頂戴しました。

このように、これまで若者、高齢者や女性、子育てといった問題について、他分野の有識者の方々のお話を承ってきましたが、議論の中でも触れられていたとおり、このような課題は、社会保障分野や雇用労働分野で国として対応している部分も多くあります。税制の議論を進めていく上で、そのような様々な政策の中身を理解していくことが重要であると思います。

そのために本日は、厚生労働省の梶尾社会保障担当参事官と、田畑労働政策担当参事官にお越しいただきまして、就労支援や社会保障制度など、ライフステージに対応した各種支援施策の現状について御説明いただくことにしました。よろしくお願いします。

加えて、後半のセッションでは、これまで８回にわたり、マクロの経済動向から始まり、人口構造、家族、家計、再分配など、様々な切り口から、経済社会の構造変化の実像把握のセッションを積み重ねてきましたから、前回申し上げたとおり、これまでの議論を簡単に振り返り、委員の皆様の間で問題意識の共有を図りたいと思っています。

このような議論を踏まえ、前回申し上げましたとおり、次回からは、個人所得課税や資産課税といった個別税目の議論にも入っていきたいと考えています。

それでは、先ほど申し上げましたとおり、本日はまず、厚生労働省の梶尾参事官から、社会保障政策や就労支援等の現在の取り組みについて御説明をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○梶尾厚生労働省社会保障担当参事官

厚生労働省の社会保障担当参事官の梶尾でございます。

資料に沿いまして、雇用政策の関係も含めて一括して私から御説明申し上げまして、質疑は田畑参事官とともに対応させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、資料を１枚おめくりいただきますと目次がございます。本日、このようなテーマをいただきまして、これからの30分ほどのお話の中で、前半は「ライフステージごとにみた支援施策」ということで、若年者を初めとする勤労世代への支援策、世代としては重なりますけれども、視点を変えて、子育て世代への支援策、そして高齢世代への支援、こういったことでライフステージごとの対応はどうかということと、後半は社会保障制度の状況ということで、社会保障の給付と負担の全体状況と、制度別、これは医療、介護、年金、それぞれの制度概要と最近の動向、このようなことにつきまして御報告させていただきたいと思います。

それでは、まず、前半の「ライフステージごとにみた支援施策」ということになりますけれども、「（1）若年者をはじめとする勤労世代への支援」ということで、ここでは若年者の雇用対策、そして、ことしの４月からスタートしました新たな生活困窮者の自立支援制度、そして企業年金などによります、自らの備えの支援といったことについてお話を申し上げます。

４ページですけれども、まず、若年者雇用対策についてです。新卒者等への支援対策と、下の方はフリーター支援と分けてございますけれども、上の新卒者等への対策については、全ての都道府県にワンストップでの相談や紹介、調整などで新卒者を支援する「新卒応援ハローワーク」を設置するとともに、学校等との連携の下で「ジョブサポーター」によるきめ細かな支援を行っております。

また、下のフリーターに関しては、フリーターの正社員就職の支援拠点として「わかものハローワーク」「わかもの支援コーナー」等を全国に設置しておりまして、平成26年度には約31.1万人の正社員就職の支援をしたところでございます。

次に５ページです。職業能力の開発の関係では、職業能力開発基本計画に基づいて実施をしておりますけれども、左上、離職者の能力開発としては、その右側になりますけれども、公共職業訓練や、求職者支援制度による職業訓練などを行っております。そして左下、在職者への能力開発については、事業主等の行う教育訓練を推進するための各種助成金の支給や、労働者のキャリア形成を支援するための教育訓練給付の支給などを行っております。

次の６ページの求職者支援制度ですけれども、これは主に雇用保険を受給できない方、特定求職者と言っておりますが、このような方を対象に求職者職業訓練を行っておりまして、公共職業訓練とともに求職者のセーフティネットという形になってございます。これは受講料は原則無料で、要件を満たす方には職業訓練の受講給付金が支給されるものです。ハローワークで訓練受講者ごとに支援計画を作成して、訓練実施機関と連携した就職支援を行っておりまして、この内容や実績は、このページの（1）から（5）、あるいは一番下の欄の実績の記載のとおりでございます。

７ページの地域若者サポートステーションですけれども、若年無業者などの若者が充実した職業生活を送り、我が国の将来を支える人材となれるよう、地方自治体と共

同して職業的自立に向けての専門的相談支援や、就職後の定着・ステップアップ支援、若年無業者等集中訓練プログラムを実施しております。

８ページは、教育訓練給付についてです。これは、雇用保険の被保険者である方、または被保険者でなくなってから１年以内にある方等が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受ける場合に、訓練費用の一定割合を給付する制度であり、労働者が自発的に能力開発に取り組むことを経済面から支援するというものです。昨年の10月に、②になりますけれども、中長期的なキャリア形成支援措置としての専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金制度が施行されまして、より手厚い給付を受けられる制度の充実を図ったところです。

次の９ページは、重複もございますけれども、非正規雇用対策という観点で一枚整理をした資料です。非正規で働く方が上の箱になりますけれども、平成27年７月現在で1,956万人、雇用者全体の37.0％であり、次の○になりますけれども、正社員として働ける機会がなく非正規で働いているという不本意非正規の割合は、平成26年時点で全体の18.1％となっております。左下の半分にグラフや表でも表示しております。

非正規で働く方については、右側になりますけれども、雇用が不安定、あるいは賃金が低い、能力開発の機会が乏しい、セーフティネットが不十分などの課題がありますので、キャリアアップ助成金などの各種助成金の活用などを通じて、正社員化や処遇改善に向けた支援を行っております。また、有期契約社員やパート労働者、あるいは派遣労働者等については、法制面での整備を行って雇用の安定等を図っているところでございます。

10ページ、11ページは、短時間労働者に対する被用者保険の適用範囲を拡大してセーフティネットを強化するということで、これは平成24年、３年前の法改正によって、十分な準備期間を置いて、来年の10月から一定の要件を満たす短時間労働者を対象に被用者保険の適用拡大を実施することにしております。幾つか要件がありまして、週20時間以上となりますけれども、今回は約25万人が拡大対象と想定されております。これは法律上も、その施行から３年以内に検討を加えてとございますので、引き続き検討を進めていくということで考えています。週20時間といいますと、20時間で50週ありますと1,000時間ぐらいですので、時給1,000円だと100万円です。あと、月額8.8万円、年収106万円というのもありますので、大体このぐらいを超えると、被扶養者とか第３号被保険者とかではなくて、みずからが厚生年金、健康保険の被保険者になるということでございます。

12ページですけれども、最低賃金です。これは、国が法的強制力をもって賃金の最低額を定めて、使用者はその額以上の賃金を支払わなければならないという仕組みで、パート労働者を含めた全ての労働者と、その使用者に適用されます。下の３．に「最低賃金の決定基準」と書いてございますけれども、労働者の生計費、労働者の賃金の状況、③で企業の賃金支払能力を総合的に勘案して定めるものとされておりまして、労

働者の生計費を考慮するに当たっては、生活保護に係る施策との整合性に配慮することになっているところです。

13ページは、次の話でありますけれども、新たな生活困窮者自立支援制度が本年４月から施行されております。生活保護に至る前の生活困窮者に対する包括的な相談支援、あるいは就労支援などの自立支援策の強化を図るものでありまして、福祉事務所を設置する自治体は901ございますけれども、こちらにおいて相談窓口が開かれております。相談者の生活困窮に至る複合的な課題を解き、本人の意思を大切にしながら、就労を初めとした自立に向けた包括的な支援を行うというものです。

そして、14ページは、生活保護受給者への就労自立促進事業ということで、労働局・ハローワークと自治体との協定等に基づく連携を基盤として、生活保護受給者等の就労促進を図る事業を実施していますけれども、本年４月から生活困窮者自立支援法が施行されたところでありますので、地方自治体にハローワークの常設窓口を増設するなど、両機関が一体となった就労支援を推進することで、支援対象者の就労による自立を促進しているところです。

15ページからは、今度は企業年金の関係の資料になります。現在、高齢期における所得確保についての自主的な努力を支援する主な仕組みとして、左側は給付の仕組みがあらかじめ決まっている確定給付企業年金、右側は拠出の仕組みが決まっている確定拠出年金がありまして、それぞれについて税制上の支援措置がとられておるところです。

16ページは、現状の数値になりますけれども、青のグラフ、DBと呼ばれる確定給付企業年金は、適格退職年金ですとか、厚生年金基金の移行先として、また、一方でDCと呼ばれる、赤のグラフの確定拠出年金は、中小企業を中心に順調に加入者の数を伸ばしてきております。平成27年３月現在、一番右端になりますけれども、約782万人が確定給付企業年金、505万人が企業型の確定拠出年金に入っているということで、厚生年金基金も含めて1,600万人余りがこれらに加入をしているということでございます。

17ページは最近の議論の御紹介になりますけれども、確定給付企業年金と確定拠出年金の両制度の特徴をあわせ持つ新たな仕組みということで、弾力的な設計ができないかということで、社会保障審議会の企業年金部会で議論を進めておりまして、こういった仕組みの検討が行われていることを御紹介申し上げます。

18ページは、公的年金の上乗せとして緑色の部分がありますけれども、年金制度全体の中で、公的年金と相まって、国民の老後の所得確保を支援する枠組みと位置づけられておりますので、今後もより多くの国民に制度を利用いただけるように、引き続き普及に向けた取組を行っていくということでございます。

おめくりいただきまして、次は「子育て世代への支援」ということで、現状と課題、貧困対策、ひとり親家庭等の資料を用意させていただいております。

20ページですけれども、子育てをめぐる環境の現状と課題ということで、子育てを

めぐる環境につきましては、左欄にありますとおり、中ほどになりますが、子ども・子育ての支援が質・量ともに不足ということとともに、子育ての孤立感、あるいは負担感が増加するなどのさまざまな課題が指摘されておりまして、右側にあるような取組を行っていくことが課題になっているところです。

21ページですけれども、この資料は、今月11日の諮問会議に提示をした資料になりますけれども、こうした中で、少子化対策については、若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえるために、各ステージに応じて切れ目なく支援していくことが重要であるということで、上の方から、結婚については、未婚率の上昇の原因であります雇用の不安定さを解消するために、正社員実現加速プロジェクトなどの推進。妊娠・出産に関しては、妊産婦の不安感等を解消するために、ワンストップ拠点として、子育て世代包括支援センターの整備。子育てのところでは、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施や待機児童解消の取り組みなどに加えて、ひとり親家庭・多子世帯等の支援、あるいは児童虐待防止対策などの強化。一番下のワーク・ライフ・バランスの実現、働き方の改革も重要でございますので、育児休業を取得しやすくするための法改正に向けて議論を深めているところです。

22ページは、子ども・子育て支援新制度です。幼児期の学校教育や保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的として、本年４月から内閣府が中心となって、厚労省、文科省と連携をして実施している制度でございます。具体的には、市町村が実施主体となって、地域のニーズに基づいて、左側になりますけれども、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通給付を行います施設型給付の創設、下の方で、小規模保育、家庭的保育等への給付を行います地域型保育給付の創設、右側で地域の実情に応じて実施する地域子ども・子育て支援事業の充実等を行っており、引き続き、これらを含め、子育て世代の支援に取り組むということでございます。

次の23ページです。23ページも同じく11日の諮問会議に提示した資料でありますけれども、経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向にある中、そうした方々の自立に向けて、支援が必要な方への行政サービスが十分に行き届いていないなどの課題があると思っております。このため、先月８月28日に、全ての子どもの安心と希望の実現に向けた副大臣等会議というところで取りまとめられました、右下に絵がございますけれども、「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト（施策の方向性）」に沿いまして、自治体の相談窓口のワンストップ化の推進ですとか、子どもの居場所づくりなどのサービスの充実を進めることにしております。

24ページは、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないように、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、必要な環境整備と教育の機会均等を図ることが重要であることから、子どもの貧困対策を総合的に推進するために、昨年８月29日に子どもの貧困対策に関する大綱が閣議決定されております。ひとり親家庭の親の就業率や子どもの貧困率など、子どもの貧困に関する指標が左下

にありますけれども、これらの改善に向けまして、各施策に政府全体で取り組むという形にしております。

次の25ページは児童手当の資料ということで、この資料にあるような内容で、平成27年度予算は２兆2,299億円で児童手当を支給しているところでございます。

次に、「高年齢世代への支援」ということで、雇用対策の話と年金の話を申し上げます。

27ページですけれども、高年齢者の就業意欲は非常に高くて、内閣府の調査によりますと、65歳以上まで働きたいという方は、左側の青い部分を除きまして約９割を占めているところであります。

こうした働く意欲のある高齢者が年齢にかかわりなく活躍できる生涯現役社会の実現に向けて取り組むことが重要でございますので、厚生労働省では、28ページになりますけれども、高年齢者雇用安定法に基づきます65歳までの雇用機会の確保ですとか、ハローワークにおけるきめ細かな再就職支援の充実強化、下段の「生涯現役社会」の実現に向けた中では、例えば、シルバー人材センターでの就業機会の提供などの推進をしているところです。

次に、29ページからは公的年金です。左下ですけれども、公的年金が高齢者の収入の７割を占め、また、約６割の高齢者世帯が年金収入だけで暮らしているように、高齢化が進行する中で、公的年金制度は高齢者の消費の下支えとなっています。上の方にありますとおり、全体としても54兆円の給付、35兆円の保険料、12兆円の国庫負担といった大きなものですけれども、特に右下で、高齢化の進行した地域経済にとっては、年金給付というのは家計最終消費支出の２割超に及ぶ規模で地域経済を支える役割を果たしているところです。

30ページですけれども、就業構造とか家族形態が変化して高齢期の貧困リスクが高まる中で、公的年金制度は高齢者の貧困防止にも寄与しているということで、上の２つのグラフはジニ係数、下の方は貧困率で、左側は全年齢で、右側は65歳超だけのグラフになっておりますけれども、青が市場所得で、赤が再分配後、現実に受けている金額になりますけれども、いずれについても、一時分配での格差、市場所得での格差は拡大傾向にある一方で、再分配後の格差は逆にやや縮小傾向にあります。ただし、全年齢と65歳超を比べると、65歳超の方がややばらつきがあるということが読み取れるかと思います。

続きまして、後半になりますけれども、社会保障給付等々についての説明に進みたいと思います。

32ページ、社会保障給付費の推移のグラフを用意させていただきました。社会保障給付費は急速な高齢化の進展に伴って年々増加しておりまして、今年度予算ベースで116.8兆円。表がございますけれども、国民所得比で言うと30.99％。次のページ以降はGDP比で表現していますけれども、23.1％となっております。内訳を見ますと、年金が

約半分の56.2兆円、医療で37.5兆円、介護を含む福祉その他で23.1兆円という形になっております。

33ページは、この116.8兆円の社会保障給付費、年金医療、福祉その他ございますけれども、その給付を賄う費用負担の状況を見ますと、下の青とピンクになりますけれども、約６割に当たる64.8兆円を保険料、被保険者負担と事業主負担によって賄われ、約４割に当たる44.7兆円を国・地方の公費で賄うという構造になっております。

34ページは、この社会保障給付費と社会保険料の対GDP比でございます。これも基本的には増加傾向でありまして、今年度の値は、給付費が対GDP比23.1％、保険料が、左の青いグラフになりますけれども、12.8％となっております。GDPとの比率ですので、グラフを見ると、ここ数年は上昇幅が少ないか、下がったりとかいう動きになっておりますけれども、全体的には増加傾向ということです。また、右側は、国民負担率における社会保障負担率についても増加傾向ということでございます。

35ページからは、国際比較の資料を用意しております。まず、我が国の社会保障給付の対GDP比の規模を部門別、年金、医療、福祉その他で比較しますと、緑の年金については米英を上回りますけれども、他の欧州諸国をやや下回る規模、オレンジの医療については米国や欧州諸国を下回る規模となっているところです。

36ページは、社会保障財源の対GDP比の国際比較ですけれども、青の事業主負担、あるいはオレンジの公費負担とも、アメリカより高くて、欧州諸国よりもやや低い。本人負担はやや高めにあるという形になっているところです。

37ページは国際比較ではないのですけれども、日本のライフサイクルにおける社会保険及び保育・教育等サービスの給付と負担についての資料でございます。子どもの時代にいろいろな給付を受けて、現役時代は負担がやや多めで、そしてまた高齢期において大きな給付を受けるというサイクルになっておるという形が見てとれるかと思います。

38ページ、こちらも国際比較になりますけれども、家族関係社会支出となっておりますけれども、我が国の子どもの時代における給付の対GDP比は1.36％となります。相対的に低いという形でございます。また、このグラフを見てみますと、現金なのか、現物なのか、何に力を入れているかは国によって違っているというところが見てとれるかと思います。

39ページですけれども、高齢化率と社会保障の給付規模の国際比較ということで、日本は一番下の赤いグラフになります。上の箱になりますけれども、1980年から2010年にかけて、30年間で高齢化率は約15％ポイント上昇しておりまして、社会支出の国民所得比も約20％ポイント伸びている。フランス、スウェーデンあたりは、高齢化率はこの30年でそんなに伸びているわけではないですけれども、国民所得比は高い状態です。そういった各国の30年間の動きを示しておるところでございます。

ほかの国と比べて日本は高齢化が急速に進行してきており、社会支出の国民所得比

の上昇幅が上昇する中で、それでも低い程度に抑えているということでありますけれども、制度の成熟と高齢化が進行していく中で、世代ごとに見ますと、社会保険料として支払う額と社会保障の現金給付として受け取る額との比率が世代によって変わってくるということがあります。この点に関して、40ページを見ていただきますと、これまでの経緯をたどってみますと、かつては親には年金がなくて、親を私的に扶養しながら年金保険料を払っていた時代。一方で、現在は親に年金があって、仕送りなど、生活の支援の負担が少なくなった時代、そういった社会の変化があるということだとか、あと、年金額自体は、今の世代、将来世代もそんなに変わらないにしても、かつては保険料負担が小さかったり、加入できた年数が相対的に短いゆえに、下の方の箱になりますけれども、比率で言うと、年金給付が同程度であっても、比率は変わってくる。そういったことも考慮して見ていく必要があるのだろうということを40ページにつけさせていただいております。

次の41ページからは、制度別の動向ということで、この後、医療、介護、年金と申します。41ページは医療保険制度についてですけれども、41ページの資料は、基本的に平成24年、2012年でつくっておりますので、医療費の数字などは前の方と違いますけれども、医療費39.2兆円のうち、患者負担4.7兆円。給付費で言うと、このときは34.5兆円になり、社会保障給付の大きな部分を占めております。下の方に、保険者、国保、健保、共済、後期高齢者という形になっておるということであります。

次のページから、患者負担、あるいは保険料負担についての資料を用意しております。42ページですけれども、医療費の一部負担、患者負担については、各年代によって、42ページにあるような形になっております。高齢者、70歳以上の方についても、現役並みの所得がある方については３割負担でありますけれども、一般の方については70歳前半は２割、75歳以上の方は１割となっている。70歳前半についても、経過的に１割にしていたのですけれども、上の箱の※にありますとおり、予算措置でそういうことをしてきましたが、経過措置も長くなっていまして、平成26年度から徐々に１歳ずつ上げていく。新たに70歳になる人、従来３割だった人を１割にしないで２割にするという形で、この経過措置を今、廃止をして、70歳からは２割にすることを進めているところです。

43ページにその図をつけておりますけれども、一千何百億の予算を投入して、１割に抑えることにしておりますので、経過措置の対象となる範囲を縮小していく過程にあるということでございます。

次に、保険料に関する資料です。44ページ、国民健康保険の保険料の図がありますけれども、医療給付費のうち、税金で半分ぐらい手当てしまして、残りの基礎賦課総額という保険料で集める分を、市町村、保険者ごとで、四方式、三方式、二方式とございますけれども、被保険者の負担能力に応じて負担するというのが所得割、資産割という部分であり、等しく負担いただく均等割とか世帯割といったものから構成をすること

になっております。

この均等割とか世帯割というのは、１人いくら、１世帯いくらという形なものですから、低所得者への配慮が要るということで、45ページになりますけれども、世帯の所得に応じて、応益分については７割軽減するとか、５割軽減するとか、２割軽減する。応能分のところは、所得がなかったり、資産がなかったりしたらかからないですので、そういった形での保険料算定をしていることになっています。国民健康保険と、あと、75歳以上の高齢者が加入する後期高齢者医療制度についても同様の仕組みという形がとられていることになっております。

次の46ページは、平成26年度から、５割軽減、２割軽減の対象となる所得基準を引き上げて低所得者への支援措置を行うということで、これについては消費税の増収分を当てているということでございます。

一方で、所得の高い方にはそれなりの負担をいただくということでございまして、47ページにありますけれども、被用者保険の標準報酬月額の上限の引き上げですとか、３．にありますとおり、国保の保険料についても賦課限度額の引き上げを順次行っているという形になっております。

それと、制度改正がありましたということで、48ページは本年成立しました法律の一枚紙でございます。

次の49ページから介護保険の関係で、49ページは介護保険制度の全体像、財政の仕組みなどを記載しておりますけれども、利用者負担、あるいは保険料負担などにつきまして、費用負担の公平化を図ろうということでの制度改革に取り組んでおるということで御紹介いたします。

まず、50ページですけれども、これまで利用者負担の割合は所得にかかわらず一律に１割でありましたけれども、昨年成立しました法律、医療介護総合確保推進法による介護保険法の改正で、今年の８月から、一定以上の所得、合計所得金額160万円、年金だけですと公的年金等で年金収入280万円以上の方については２割という形に引上げをしたということであります。

一方で、所得の低い方についてもちゃんと保険に参加できるようにということで、次の51ページになりますけれども、介護保険の保険料は、その地域で必要な保険料額を算定して、その額を第５段階、51ページの図で言うと、真ん中に5,514円となっていますけれども、これが全国平均なのですけれども、5,514円だとして、乗率かけて、それより高くなる人、低くなる人という形で全体をカバーするように計算しますけれども、特に所得の低い方については、これも消費税の増収分を活用する形で軽減幅を大きくするということでございます。

今、5,514円というのが現在の全国平均と申しましたけれども、52ページは、これまでの経過と今後の見通しです。2000年の制度施行当初は月額2,900円程度でしたけれども、今が5,514円、2025年度、各市町村での現在の見通しで見ますと8,000円余りになる

という見込みもされているところでありまして、地域包括ケアシステムの構築を図る一方で、介護保険制度の持続可能性のための重点化・効率化ということも課題になっているということでございます。

53ページは医療介護総合確保推進法の概要資料でございます。

最後に、54ページから年金の関係ですけれども、平成16年の改正で保険料の上限は固定ということで、少しずつ上げてきておりますけれども、再来年、平成29年で厚生年金の保険料も18.3％の上限になるということであります。保険料の上限を固定して、その範囲内で給付水準を調整するという仕組みが導入されておりまして、既に長期的な財政の枠組みが構築されているということでございます。

55ページは、昨年の財政検証結果、あるいは社会保障審議会年金部会での議論の整理などを踏まえまして、年金制度を支える経済社会の発展に寄与するとともに、年金制度の持続可能性を高め、将来世代の給付水準の確保などを図るという観点から、右下の黄色の部分にありますけれども、短時間労働者への被用者保険適用拡大の促進ですとか、年金額の改定ルールの見直し、また、国民年金の１号被保険者の産前産後期間の保険料の取扱いなどが検討課題となっているところであります。

56ページ、57ページは、長期的な給付水準の調整の仕組みであるマクロ経済スライドの構造でございますけれども、３本線が引いてあります。2004年、この制度を導入したときには、足もとの代替率が59.3％だったのが50％になるまでの調整をするということでしたけれども、その後、マクロ経済スライドが発動できなかったり、特例水準もあったということで、2009年の財政検証では、足もとの代替率が上がっている。ただ、昨年の財政検証にかけては、特例水準の解消に取り組んだり、あるいはマクロスライドも発動できる関係になってきたこともあって、62.3％が62.7％と横ばいであります。これを三十数年かけて代替率50％程度ということですので、62から12減らしますから、約２割カットしていくという形での調整を行う。マクロ経済スライドというのは、今、年金をもらっている人の年金水準も下げていくという形で財政の調整をしていくことになります。

これが主にどういったところに効いてくるかといいますと、次の57ページを見ていただきますと、今のグラフを基礎年金分と厚生年金分に分けますと、厚生年金分は比較的短期間での調整で済んで、基礎年金分について長く調整がかかるということで、合計すると、前のページになりますけれども、こういった形でスライド調整期間が長期化することで、基礎年金の水準の低下が課題の一つになってくるということでありまして、こういったものに対応するために、財政検証のオプション試算もやっておりますけれども、短時間労働者への厚生年金適用拡大など、さまざまな課題の検討をしていく必要があると考えているところでございます。

以上、概略でございますけれども、資料を説明させていただきました。ありがとうございました。

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、委員の皆様から御質問や御意見などありましたら頂戴したいと思いますから、よろしくお願いします。

大田委員、どうぞ。

○大田委員

ありがとうございました。

二つお尋ねしたいのですが、女性が働くときに阻害要因になることとして配偶者控除以上に、年金保険料がかかるようになることの方が効果が大きいという議論が税制調査会でも随分ありましたが、そのことの見直しをする予定はないのでしょうか。

また、貧困の問題は随分ヒアリングをさせてもらったのですが、生活保護の制度を見直していくことが重要な課題であると思っています。今、生活保護受給者で、かなりの比率が高齢者になっています。高齢者に対する生活保護と、現役世代と分けて制度を組み立てるべきであるといった提言も何回か出ていると思いますが、生活保護制度の見直しはどのようにお考えでしょうか。

○中里会長

どうぞ。

○梶尾厚生労働省社会保障担当参事官

ありがとうございます。

まず最初の壁に関するお話でございます。よく103万円の話、あと、社会保険料の賦課される130万円の話、130万円の方は、そこまでは保険料を払わなくてよくて、そこからは払い出すということで、大きな壁になるのではないかという御指摘がございます。ただ、現在は週20時間から30時間ぐらい働いていらっしゃる方、年金で言うと第１号被保険者の方も第３号被保険者の方もいらっしゃいますけれども、第３号被保険者の方だけではなくて、第１号被保険者の方についても、そのあたりに一つの山があるということです。その方々は、そこで調整すれば保険料がかからないとか、かかるとかいうことはないわけなので、何らかの要素にはなっていると思いますけれども、その話だけではなくて、企業側の、どういう方々に働いていただくかということも、多分、論点になってくるだろうと思います。

そこの関係で申しますと、先ほど少しだけ触れましたけれども、20時間で厚生年金が適用されますと、130万円どころではない段階で、被扶養者でも第３号被保険者でもない、自らが保険料を払う形になる。そして企業も半分負担するという形で、メリットも大きくなるということですので、そういった制度改正を考えないのかということに関しますと、来年の10月から25万人を、小さい規模でありますけれども、さらにその後も拡大をしていかないといけない、あるいは次の改正もさらに検討していかないといけないなどもありますけれども、そういった形で適用範囲を拡大していくことによっ

て、130万円だということが論点にならないような形にしていくことが一つの道なのであろうと、私どもとして考えているところです。

あと、もう一点、生活保護の方については、御指摘のとおり、今、200万人以上の方が生活保護を受けておられて、リーマンショックのころは、区分で言うとその他の世帯と言っていますけれども、高齢者でも、障害者でも、母子家庭でもない、失業を契機とするような方の生活保護受給が増えたのですけれども、それは大分おさまってきていて、最近も毎年少しずつ増えていますけれども、基本的には高齢者の生活保護受給者が増えているということであるのは御指摘のとおりであります。これにつきましては、ここ数年、生活保護基準の見直しであったり、あるいは法律改正をして、就労支援をして、就労による自立の促進を図っていくとか、基準も一般世帯と比べてどうかとか、住宅がどうかとか、そういった基準の見直しもしながらであります。基本的には、若い方については、就労支援、できるだけ働けるようにという形、母子などにおいてもそうですけれども、その上で、生活保護関係はいろいろ御指摘もあるのですけれども、現在、そういった動きをしていて、また次の生活保護基準の改定が平成29年という予定もありますけれども、そういったことをにらんで、いろいろな制度改正なども幅広く検討はしていくということになろうかと思います。６月の骨太の方針の中でも、生活保護関係、幾つか御指摘もありますので、さまざま検討していく必要があろうかと思っております。

○中里会長

それでは、林委員、お願いします。

○林特別委員

ご報告、どうもありがとうございました。

先ほどの大田委員の御質問に関連して、全部で三つほど伺いたいと思います。初めは社会保険料の件です。先ほど大田委員もおっしゃったように、税制調査会では配偶者控除が労働インセンティブに与える影響などについてかなり議論しました。その際、社会保険料の存在によって130万円のところで手取りが逆転するのに対し、配偶者控除では逆転しない形へ制度変更されており、それからかなり時間が経っていることについても理解が進んだと思います。

社会保険料は社会保険料のロジックがあると思いますが、今回、社会保険料を徴収される限度を130万円から106万円に下げるというお話がありました。となると、ここでも当然、所得の逆転が起こるわけです。したがって、税と社会保険料は別という話であるとそこで終わってしまうのですが、税制調査会で、いわゆる女性の労働供給の話で、現行の配偶者控除の制度でさえも問題があるという議論が出ている中で、社会保険料徴収の限度を130万円から106万円に下げることになると、手取りが逆転することも考えると、労働供給への影響を心配されます。そこで、手取りが逆転しないような制度の変更なり、社会保険料を取ることは取っても良いと思うのですが、労働供給への

効果について、制度変更を考慮されるときに、議論なり、考慮などはされたのかということは、興味がある点です。これが一つです。

二つ目は、初めの方で、生活困窮者支援や、子育て、雇用対策等々、新しい制度を作り、変えていくという話をされたのですが、基本的に制度を実施するのは地方公共団体であると思います。地方公共団体の能力や財源によって、国が設計した制度を実施する場合、それらが実際どれぐらい実効性を持つかは違ってくると思います。この点、地方への財源保障なり、財政的なインセンティブ等々についてはどのような制度を新しく出していらっしゃるのかということが二つ目です。

また、これに関連して、ハローワークだけは国が行っているとは思うのですが、ハローワークが行っているところも実は地方の力をかなり借りないと効果的な政策ができないような、素人考えですが、そのような感じがします。地方との連携は具体的に、特にハローワークで、地方移管ということも将来的にはあるのかもしれませんが、その点、どのように考えているのか。

三つ目は、また保険料ですが、国民健康保険や介護保険に関してです。先ほどの御説明では一つの数字をお話しになったのですが、保険者単位、市町村単位で見ると、かなりの格差があると思います。そうした格差というものは、特に低所得者にとって一番きついところであると思うのです。高所得者であるとそれほどないと思うのですが、地域保険における保険料の地域格差についてはどのようにお考えになられているかということが最後の点です。国民健康保険については都道府県化が進められているため、以前よりも良くなるかもしれませんが、介護保険料もこれから増えていくはずですから、その点、御説明いただければと思います。

○梶尾厚生労働省社会保障担当参事官

ありがとうございます。

まず、一点目の御質問に関してですけれども、御承知の上でとは思いますけれども、130万円の基準を106万円に下げるわけではなくて、社会保険の適用ラインの話だということですけれども、基本的には、そこの壁の問題は適用拡大によって解消されていく、そこを目指していくということなのだろうと思っています。健康保険の被扶養者、年金も第３号被保険者という扱いになっていますけれども、要は所得のない方について、社会保険の中でどのように見ていくのか。所得がないのだから対象にしないという国もあります。そういったやり方をするのか、所得のない方であっても社会保険の対象にして、必要な時の給付があるという形にするのかというところがあります。ボーダーラインのところの話も御関心はあるかと思いますけれども、全く所得がない方をどうカバーするかという問題が社会保険制度にはあるので、一定のラインが出てくる。あとは、そこが何らかの選択を左右するようにならないようにしないといけないだろうということなのだろうと思います。それがゆえに、配偶者控除の話、あるいは企業の給与における配偶者手当の話、あるいは社会保険の話、一体的に議論するといい

ますか、うちは違うよではなくて、ちゃんと検討していく必要があるという御指摘があるのだろうと思っております。社会保険のサイドで考える際にも、労働供給との関係は当然考えていかなくてはならないということでございます。

２点目の生活困窮者自立支援制度については、今年度スタートしましたけれども、今年度は約400億円の補助金、負担金を用意しまして、国が４分の３を負担します必須事業分だとか、あるいは任意事業分３分の２とか、さまざまあって400億円、来年度予算も増額をということを目指して、今年度は予算確保し、来年度も予算要求していく。それぞれの事業につきましても、今年度は２割とか３割の実施率だったりしますけれども、来年度やろうというのは４割、５割とだんだん増えてきておりまして、自治体によって違いがあるのはそうですけれども、できるだけ取り組んでもらえるように、財源確保もありますし、いろいろな情報提供などもしていきたいと思っております。

あと、国保、介護保険の保険料の関係は、先ほど御指摘のとおり、自治体によってさまざま差がございます。医療保険もそうですけれども、特に介護保険については、まさにその地域でどれだけのサービスを利用しているのかということとの関係で保険料が決まってくる、まさにそれがわかりやすいような仕組みにしているところで、介護保険で言いますと、大きな市においてはそんなにばらつきはないのですけれども、小さな町、村では、すごく使っているところと、余り使っていないところ、その差が大きく出がちなところはあります。介護保険の地域差の問題、なぜ地域差が起きているのか、無駄な使われ方をしているからなのか、あるいは要介護になる人が多いからなのか、あるいはサービスを利用したくてもできない状態なのか、そういったことも見ながらになりますけれども、介護の見える化などもちゃんとしていかないといけないだろうという問題意識もございますけれども、そういったことの分析をして取り組んでいく。その上で、保険者ではどうしようもないような部分については、共同化もあったり、あるいは公費による調整といった形での調整もやるという形ではございますけれども、その格差というものが何ゆえできているのか、それをどうカバーして、各保険者がしっかり運営できるようにしていくのかということに取り組んでいく必要があるということでございます。

○田畑厚生労働省労働政策担当参事官

ハローワークと自治体の連携についての御質問だったと思いますけれども、国は全国ネットワークを通じたセーフティネットとしての役割があり、また地方自治体は地域の雇用問題、産業分野、また福祉の分野も含めて問題の対応に取り組んでおられるということで、それぞれ国としての強み、地方自治体の強みというものが多分あるのだろうと思います。そういったそれぞれの強みを発揮して、一体となって雇用対策を進めることが重要だということで、私ども、一体的実施事業と言っておりますけれども、地方自治体、御希望のところが中心になりますけれども、国が行う無料職業紹介と、それから、地方自治体が行う産業政策ですとか、福祉政策ですとか、そういった業

務とをワンストップで実施をするような取り組みをしております。平成23年度から始めまして、平成23年度末で24自治体でしたけれども、平成26年度末で146自治体まで、こういった一体的実施事業を行う自治体が広がっておりますので、地方自治体に、地方の労働局、ハローワークから働きかけもしておりますけれども、こういった一体的事業を広げていきたいと思っています。

また、国と地方自治体とで雇用対策協定を結びまして、一体として雇用対策に取り組むということで、そういった協定を結んでいるところでございます。本年の７月末時点で15都道府県、19市町、35自治体とでこういった協定を結んで、それぞれの地域、地域での雇用対策に取り組んでいるところでございますので、こういった取り組みも進めていきたいと考えております。

○中里会長

それでは、土居委員、どうぞ。

○土居委員

御説明どうもありがとうございました。

政府税制調査会は税制のことを議論する場ですから、今日御説明いただいたような社会保障制度、給付、このような取り組みが、なかなか議論の中で表立って出てこないわけです。すると、我々の議論の中のミッシングリングと言いましょうか、税でできないことまでも税でできるのではないかと錯覚してしまうようなところもありながら、今、既に支援する仕組みが存在するなどということが理解できたため、大変有意義であったと思います。

そこで、私もこれまで会議の中でも何度か申し上げていますが、今回、お話を伺って、さらに思いを強くしたことは、やはり税でできることには限りがある。税以外のことで対応した方が、より政策手段として適切であるということが多々あるということですから、これから様々議論させていただく際には、税制でできることはどのようなことかをより特化して議論し、必ずしも税制でなくてもできることは、税で何でも請け負う必要はないと思います。

もう一つは、今回御説明のあった中でも、ある程度そのようなところが断片的にあったと思うことは、とかく我が国の仕組みは、税は税、社会保障は社会保障という割り切りが良過ぎる面もあって、もう少し縦割りではなくて、制度面から、税と社会保障がシームレスにつながるような形で、国民に対してセーフティネットなり、所得再分配なりが行われるようなことが、取り組めるものはできるだけシームレスで取り組むべきなのではないかと思ったということを、これは意見として申し上げたいと思います。

二点ほどお伺いしたいことがあります。今度は逆に、税制を変えると社会保障に影響が及ぶ面が幾つかあるということですから、その点についてどのようなスタンスであるかということをお伺いしたいと思います。

説明いただいた資料の42ページに医療費の自己負担の御説明があります。これは既

に御承知のように、現役並み所得者という定義が医療保険の中では制度的に設けられていますが、これは完全に所得税制とリンクした定義になっていて、課税所得で計って一定金額以上が現役並み所得者という定義になっています。ところが、御承知のように、高齢者の場合は年金給付を受けているが、若年者は年金は受けていないということになると、現役並みという、若年者と同等と擬しておきながら、受けられる控除は全然違う。現役並みと言いながら、結局、高齢者は公的年金等控除も受けられる。しかし、現役は年金を受給していないため、公的年金等控除は受けられないということでありながら、現役並み所得者の定義がなされているということです。

もちろん、これは政治の妥協の産物なのかもしれません。ただし、介護保険の利用者負担について、今般導入されることになった、２割負担をしていただく一定以上所得者の方々は合計所得金額で計るという形になっていて、課税所得金額ではありません。したがって、もちろん、医療は医療、介護は介護という、それぞれの仕組みの中で判断されることであるということはあるのかもしれません。もちろん現役並み所得の定義の方が先に入ったためで、これからどのようにするかということは議論の余地があるのではないかと私は思っているのです。現役並み所得という定義について、疑義なしとは私は思わないのですが、どのように捉えておられるかという御認識をお伺いしたいと思います。

もう一点は簡単に済ませたいと思いますが、住民税の議論をここでもさせていただく際に、特に住民税の控除との関連で、生活保護の受給資格とのリンケージが無視できないということです。この点について、総務省の方は既に何回かお答えいただいたかと思いますが、厚生労働省の方で、住民税の控除が変更になったときに、生活保護の受給資格が変更になるという連動があるという点に関しては、どのように捉えておられるのか。つまり、税制はそこを配慮しながら控除の額を決めていただきたいと厚生労働省側が思っておられるのか、それとも税は税、生活保護制度は生活保護制度であると捉えておられるのかというところの御認識をお伺いしたいと思います。

○中里会長

お願いします。

○梶尾厚生労働省社会保障担当参事官

二点目の方は、基本的には、生活保護基準を決めるときには、住民税非課税がどうかとか、そういうことだけで決めるわけではないということだろうと思っております。

一点目の方は、基本的には、年齢ではなくて、負担能力に応じた負担という形で制度を考えていくべきだという問題意識は省内全体にございます。その上で、年金収入の場合については、現役世代にはない控除があって、そこをどう捉えていくのかということ。ただ、所得制限などで使える道具は何があるのかという中で、どの程度きめ細かくできるかということとの関係で、課税所得でやるしかないとか、合計所得で年金も加味しようとか、今回、平成24年の法改正で低所得者の年金に関して言うと、あれは年

金機構で仕事するということもあったりするので、年金だったら別扱いにして、住民税非課税とは別のラインを年金所得の場合、つくったり、そういった形で、年金には特別な控除があることを念頭に、しかしながら、負担能力に応じた負担、年齢でなくてということができるような工夫を、そのとき、どういう道具が使えるのかということと、実際に事務をする人がそれを使えるのか、市町村で使えるのかということの関係で、できるだけ負担能力に応じた負担ができるような形での制度改正は常に考えていく必要があるということかと思っております。

○中里会長

それでは、佐藤委員。

○佐藤委員

先ほどから出ている130万円の壁も含めて、税制と社会保険料の間のそごの一つは課税単位の問題だと思います。所得税は個人単位で、国民年金保険料も個人単位なのですが、国民健康保険料や、被用者の健康保険料も、本人が働いている限り、基本的に世帯単位ですから、ねじれがあるとしたら、130万円の壁もその結果であると思うのです。妻がある程度働いて収入を得た途端に個人単位に社会保険料をかけられる。それ以前は世帯単位で社会保険料を納めているわけですから。もちろん収入は主たる生計維持者の収入だけしか見ていませんが、誰をカバーしているかということと、誰が払うかということに関して言えば、税金は個々人が払うが、社会保険料については世帯主が基本的に払っており、扶養者がある所得を超えてしまうと、その人は別に社会保険料に入るという、そこのねじれがある気がするのです。

私もしっかりと頭で整理できていないのですが、例えば、社会保険料は基本的には国民健康保険の軽減措置なども含めて、基本的に世帯単位の所得を捉えていると思うのです。そうだとすると、被用者についても本当は夫の所得だけではなくて、妻の130万円以下の所得も含めて考えなければつじつまが合わない気がします。何かねじれている気がするのですが、介護保険と国民年金は別ですが、健康保険を含めて、世帯単位というものをどこまで維持していくのか。海外では実際あるので、医療保険を個人単位化していくという道はあり得るではないか。

さらに、先ほどから気になることは、例えば、所得税というものは基本的には控除があって、その控除を超えたところから課税が始まりますが、もし壁を作りたくなければ、例えば、130万円を一つの基準とすれば、130万円を超えたところから、つまり、140万円働いたら、140引く30の10万円に対して社会保険料を払うなどとすれば、実際、壁にはならない。限界税率は上がりますが、少なくとも壁にはならない。社会保険料は逆なのです。応益性があるために、働いていなくても、所得は低くても一定額払わなければいけないという仕組みになっているのですが、逆に社会保険料の中にもある種の控除を認めていけば、ある程度、壁に対するバッファにはなるのではないかと思うのですが、それは応益性と矛盾すると考えるべきなのかということについて、もし所見が

あれば教えていただきたいのです。

それと関わることですが、医療についてですが、標準報酬月額は上限を付けています。引き上げていっていますが、この上限は要るものかという話で、年金も要るのか、要らないのか、分からないです。しかし、一応、連動している面があるため、余り多くの保険料を納め過ぎると、その分だけ年金給付が増えるという話が頭にありますから。ただし、実際問題として、上限の問題はどのように理解していったら良いのか。また、逆に下限があって、先ほどから出ていることですが、国民健康保険の均等割部分と同じなのですが、下限の部分が逆進性の基にもなっている。上限、下限を付けていることが、逆に保険料を逆進的にしているのですが、この辺りは少し整理できないのか。まず、負担能力に応じて払ってもらうということであれば、上限をもう少し上げるか、撤廃するか、そのような議論はないのかなと思いました。

○中里会長

どうぞ。

○梶尾厚生労働省社会保障担当参事官

まず、保険料が個人か世帯かというのは、今、御質問の中にも違うのが幾つか出てきたとおり、実は制度によって違っていまして、介護保険のほか、後期高齢者医療も個人単位になっています。国民健康保険はまさに世帯で負担能力を見る。保険料の場面でも負担能力を見ています。それ以外の社会保険、被用者保険の場合について言えば、被用者である人の賃金に応じた形で保険料を払っていただき、事業主も一定の負担をする。その保険によって、その御家庭、お子さんも含めて医療保険の対象にするという形で世帯をカバーする。お２人とも賃金収入ですと、お２人とも社会保険にみずから入ることになりますけれども、そういった形でのカバー。要は、医療保険で国民全体をカバーする方法として、いろいろ保険者が分かれていますから、その保険者が分かれているところから見直せばということでしたら別な議論になりますけれども、現状、保険者が被用者保険、そして国民健康保険という形で分かれている中で、被用者保険に入っている世帯は、御家族も含めて医療保険をカバーし、そうではない御家庭は国民健康保険ということで、負担能力は世帯で見るという形でやっているということで、一貫していないではないかといったらそうなのですけれども、社会保険でどのように被保険者への給付をカバーしていくのかという形であると。

その際に、保険料軽減をするということを低所得者に配慮するという場面を考えたときには、御家庭の中で所得のない方がいたとしても、御家庭の中で生計を一緒にされている中に負担能力のある方がいれば、自分は稼いでいない、お子さんも含め、病気の人がいるかもしれませんけれども、その人は収入がないかもしれないけれども、その世帯としてカバーできるのであったら、社会全体としての支援をそこの家庭にやる必要はないのではないかということで、負担軽減の場面では世帯で見るというのが基本です。ただ、標準的に保険料を求める際には、制度によってそれぞれ違っているとい

うこと、現状としてはそういうことです。そこはどうカバーをして、負担能力に応じて集めて、必要な人が受けられるように支援する人を探していくのかということになろうかと思います。

あとは、国民年金の保険料を、今、定額であり、しかも130万円というラインは被扶養者の場合だけですけれども、被扶養者でない場合は130万円だろうが、10万円だろうが、ゼロであったとしても、国民年金の保険料は払っていただくという形です。逆に１億あろうが２億あろうが国民年金の保険料は変わらないという形で、ここは所得比例にするのであれば、そういう手法ができるのであれば、どこかラインを引いてとなりますけれども、国民年金の保険料を所得比例型にするというのは、どうやって所得捕捉をそのグループの人にやっていくのかというあたりが論点になると思います。絶対できないという話ではないと思いますけれども、クリアできた場合には、そういったことも議論にはなるということであろうかと思います。

健康保険の保険料の標準報酬の上限の話については、御指摘のとおり、負担能力のある方にはできるだけ負担いただいたほうが医療保険財政としてはいいわけであります。そうは言っても、定率の保険料を、今回、制度改正して、1,500万円ぐらいのところまで保険料をいただくような形になっておりますけれども、これを１億でも２億でも、事業主負担も含めて払ってもらうという形にするのがいいのかどうかということもあります。そこはどういうことにすればいいのかなのですけれども、そういったこともあって、健康保険、毎回制度改正して上げてきておりますけれども、上限を超えている人たちが余り多くなってもいけないので、そこは見ながら上げていくということはしていきたいと思っていますけれども、なかなか撤廃というのはハードルが高いようには思っているところではあります。

下限のほうは、下限より低い賃金で被用者保険になっているというのは、今の４分の３とか、20時間以下になったとしても、最低賃金で働いて、ぎりぎり５万8,000円とかですから、それより低い額でということは多分、余りないとは思っていますけれども、そこは最低賃金だとか、適用範囲のルールとの関係で下限というのは決めているということでございます。

○中里会長

それでは、梅澤特別委員。

○梅澤特別委員

社会保障と税制のサステナビリティーと関連した意味で、労働関係の質問をさせてください。大きな考え方として、定年後の人生を社会保障で支えましょうというところから、いかに現役の期間を長くするかというようにシフトする、あるいは弱者を救うということから、そもそもなるべく弱者を作らないというようにシフトする。加えて、女性の社会参加もより進めていく、深めていくということが大きな考え方ではないかと思います。そこはよろしいですね。そのようであれば、思うことは、労働政策と

して、まず、生涯を通じた雇用可能性を高めるところに投資をする。それから、労働市場を効率化し、雇用形態をなるべく多様化を促進する。そして、処遇を公平化する。雇用形態に関わらずです。このようなところが大きな方向感ではないかと思うのです。

そう考えたときに、職業能力開発施策、総額1,800億円と５ページにあります。打ってこられている手は正しい手であると思うのですが、この金額は、いかんせん小さ過ぎませんか。生活保護に回している原資を、短期で削ることは難しいと思うのですが、長期的に見れば、ここを何倍にも投資をすることで、生活保護も抑制していくことができるし、それから、シニアの労働参加率を高めることで、恐らくシニアの消費性向も高まり、税収も上がり、結果的に様々なもののサステナビリティーも上がってくるということであると思いますから、ぜひ、そのような方向に思い切ってかじを切っていただけないかというお願いです。

○中里会長

それでは、コメントということで、ありがとうございます。

田中特別委員。

○田中特別委員

先ほど大田委員、佐藤委員から出ている130万円の壁なのですが、商工会議所でも大きな問題と考えておりまして、先般、塩崎厚生労働大臣に、何とか130万円の壁をなだらかにできないか、逆転するゾーンで少し保険料の緩和をするなど、調整をするようなことはできないかというお話をさせていただいたのです。今日のお話ですと、今の対象を広くするというと、106万円になって、それがもっと下がっていくということが唯一の対応策であるというお話のようであったのですが、先ほどから、佐藤委員が言っているようなねじれを解消する方法や、我々が商工会議所としてお話をしている緊急の対応策など、様々あると思うのですが、実態としてどのようにお考えになっているのか、お話をいただけたらありがたいです。

○中里会長

お願いします。

○梶尾厚生労働省社会保障担当参事官

現在、何ゆえ100万とか110万円のところに山があるのかというところは、先ほど申しましたとおり、第１号被保険者の方についてもそこに山がある、第３号被保険者の方についても山がありますけれども、そういったところについては、繰り返し申し上げていますとおり、被用者としてパート等で働いている方であれば、そこの部分まで基準が下がることにより、自らが健康保険の被保険者に、つまり厚生年金２号の被保険者ということにより問題は解消されるわけです。ただ、今回、25万人ですから、そういった方々の層ができるだけそれでカバーされていくことによって、解消はされていくというのが基本で、そこの範囲をしっかり広げていくということが基本だろうと思います。ただ、こういう案もあるのではないかとか、いろいろ御提案ありますので、一

切検討しないということではないですけれども、基本は適用拡大なのだろうと考えていると本日は申し上げているということです。

○中里会長

それでは、野坂委員、どうぞ。

○野坂委員

若者に光を当てる税制を考えようということで議論をしてきています。本日、厚生労働省の説明を聞いて、様々な社会保障施策に手を打っていらっしゃることは分かりました。ほかの委員の方もおっしゃっていますが、税でできることと、社会保障政策でできること、あるいは両方連携してできること、様々あると思いますから、資源が限られている中では、どのような組み合わせが一番効果的であるか考えて政策を打つべきであると思っています。先ほど梅澤特別委員から1,800億円の話が出ました、ともかく様々な手は打っているということですが、今、若者、あるいは女性にターゲットを当てるとすれば、もっと大胆に選択と集中と言いますか、若者に絞った政策に力を入れることも考えられると思います。政府内でぜひ議論をしていただきたいと思います。

質問が一点あります。これは厚生労働省の考え方かどうか分かりませんが、９ページ、非正規雇用対策です。この税制調査会でも、非正規の若者たちが、正規の職場に転じていただいて、生活は安定し、子育てをして、しっかり社会人として頑張ってほしいという希望はあるわけですが、これを見ますと、不本意非正規の割合が18.1％。つまり、残り８割は本意で非正規という理解をしてしまうと、要するに、みずから非正規を選んでいる人が８割ということではないと思うのです。この統計がどのような形で出てきているのか説明していただくとともに、不本意であろうが本意であろうが、非正規の方の雇用対策にもう少し力を入れて、もっと早く正規の雇用に転じられるようにしていただきたいと思います。この資料では、ニートなどが平成26年度に31.1万人が正社員就職者になったというデータが出ていますが、これは、全体としては相当まだ少ないです。実際、アベノミクスで景気は総体的には良くなったと言われる中で、どれぐらい非正規から正規に転じることができたのか、データをお持ちであれば、それも併せて示していただきたいと思います。いずれにしましても、社会保障政策と税制で連携できるところが何であるのか、その解を求めていかなければいけないということが私の認識です。

○中里会長

お願いします。

○田畑厚生労働省労働政策担当参事官

非正規対策、私ども、大変重要なテーマということで、９ページ記載のような取り組みをしているわけでございます。まず、不本意非正規の数字の取り方ですけれども、小さい字で恐縮ですが、下の注に書いておりますように、総務省の労働力調査の詳細集計を使いまして、非正規で働いている方々について、現職の雇用形態についた主な理

由ということで、正規の仕事がなかったからというものを不本意非正規と捉えて見ています。御指摘になったように、不本意でない方、望んで非正規で働いている方においても、処遇の問題ですとか、能力開発の問題ですとか、雇用の安定の問題とか、そういった問題はありますので、まずは不本意で働いている方が正規の職につけるように支援をする、それ以外の非正規の方も含めて、処遇の改善ですとか、能力開発の問題とか、そういった取り組みをすると、そういった整理になるのかなと思っております。

最近の状況からすると、まず、非正規の方の数も増えてはいるのですけれども、正規の方の労働者数もふえています。それからまた不本意非正規の方の数字を四半期ごとにとっていますけれども、減っているということもあります。全体の労働者数は景気の影響も受けますので、政策の影響だけではなかなかはかり切れないところもありますけれども、いろいろな施策の効果がそれなりに出ているのではないかと、我々としては見ていきたいと思っていますけれども、いずれにしてもしっかりとした取り組みしていきたいと考えております。

○中里会長

それでは、高田委員、お願いします。

○高田委員

どうも御説明ありがとうございました。

先ほど多くの委員の方からも御説明ありましたように、税と社会保障のところはかなり一体化として議論しなければいけない中で、このような形で御説明いただいたということはとても良かったと思いますし、今後もこのような場があると良いと、改めて感じました。

その中で、質問を二つさせていただきたいのですが、一つは少子化に関することで、もう一つが公的年金ですが、最初の議論が、少子化に関しまして、20ページ、21ページのところなのですが、特に21ページの少子化対策について、しかも各ステージに対応してという、プロセスにかけて議論されることはとても良いことであると思いますし、国民に対しても非常に分かりやすいものであると思います。私も様々海外などともやりとりしていまして、日本の少子化対策にかなり関心が高い中で、このようなものを示していくことは非常に重要であると思うのです。ただし、その中で、今の合計特殊出生率が昨年度1.41、1.42という数字もあるわけなのですが、各ステージの中での、例えば、今後の目標や重点をどのように置いていくなど、または時限的なバランスや、目安など、このようなものがある程度おありなのか。そのようなものがあるとすると、我々も様々説明していく上で非常に行いやすい部分が多いため、教えていただこうと思ったところが第一点です。

それから、二点目なのですが、公的年金に関しまして、再配分機能ということで、30ページの絵を示していただいています。年金制度が一定の再分配の機能を果たしているということで、ジニ係数や、貧困率の議論をしていただいていまして、この絵は私が

８月に説明をさせていただいたときにも使わせていただいたもので、私も使いながら、これを、どのように評価していったら良いのかと思ったものですから、あえてお話を伺おうと思ったのです。例えば、右側のところ、65歳以上なのですが、ジニ係数にしましても、貧困率にしても、この30年間にわたって、徐々に減っていっているわけなのです。特に再配分後の可処分所得のところの数字が減っていっている。全体のところでは、左側の数字は逆に上がってはいますが、ジニ係数についても、貧困率についても減っていっている。これをとって一定の再配分効果は有していると言えることは確かであると思うのですが、一方でこれが徐々に減っていっている状況の中で、場合によっては再配分機能が効き過ぎているのではないか、ここまでしなくてもという水準のところにある可能性もあるのかなと思います。この辺りの評価というものが、今後の年金の制度を考える上で、このようなものを御覧いただきながら、今の水準自体、また再配分機能をどのように評価していくのかといったところに対する御認識をお話ししていただきたいと思った次第です。

○中里会長

お願いします。

○梶尾厚生労働省社会保障担当参事官

１点目の少子化対策、このページに書いてあるさまざまなメニューについて、これから検討するものもあったり、あるいは既に取り組んでいるものもあります。この中に幾つかKPIを定めているものもたしかあったと思いますけれども、今、手持ちにないので、もしよろしければ後刻、この項目にはこんな目標がありますというのを御報告させていただければと思います。

２点目の話については、実際、まさに65歳以上の人たちの中で年金受給者がふえてくると、65歳以上の中でのばらつきというのは、多分、少しずつ小さくなっていくということなのだろうと思います。ある程度の方々が年金を持っているという形になってくると、ジニ係数で見ても、貧困率で見ても、そういったことで少し右肩下がりになっているということであろうと思います。ただ、そうは言っても、社会全体と比べると、65歳超のほうがやや大き目の数字だということで、これを慎重に見ていきながら、再分配機能が効き過ぎていると評価されるほどのものなのかどうかは慎重に見ていく必要があるのだろうと思いますけれども、起きている出来事としては、年金受給者が増えてくると、全体的にある程度の額を持っている方が増えていることになりますので、小さくなってきているということだろうと思います。一方で高齢者の生活保護受給者が増えているというのもありますので、今後どう動くかというのはよく見ていかないといけないということかとは思います。

○中里会長

あと、山田特別委員と岡村委員にお願いします。

山田特別委員、どうぞ。

○山田特別委員

ありがとうございました。

21ページと、23ページに関連することですが、税の収入ではなくて使い道との関連で、23ページを御覧いただきますと、仕事応援という書き方がしてあるわけです。応援も大事ですが、働く場の提供が大事であると思います。また、産休や育休がとりやすい職場という意味も含めて働きやすい場をどう多く作るかということが非常に重要な今後のテーマだろうと思います。それについては民間も相当の努力をすると思いますが、公の支払う人件費というものは税の使い道ですから、かつ前回の有識者の意見の中でも、公務員に女性の登用を増やすことが良いのではないかという提案があったと記憶していますので、国の新規採用の男女比の推移、ここ10年か、できれば20年30年、そのような統計値があるのであれば、ぜひ見たいです。

さらに、例えば、教員における男女比や、自衛隊における男女比というものは余り参考にならないかもしれませんが、少し細分化したところまで統計値があるのであれば、見てみたいです。国として、女性のウエートをさらに高めるための努力目標が示せれば良いのではないかと思ったものですから。

○中里会長

これはコメントということでよろしいわけですか。分かりました。

それでは、岡村委員、どうぞ。

○岡村委員

130万円の壁の問題で、本日、林特別委員からの第一点目ということで御指摘がありましたし、土居委員や佐藤委員からもコメントや御質問があったかと思います。実は、去年の基礎小委員会でこの壁の問題が、105万円か、130万円かということがあって、少し調べたときに、基礎小員会では発言しましたが、一つ、ファクトの確認をしたいのですが、この130万円というものは、法律や命令によって定められているものではなくて、行政通達で定められているものである。すなわち、「健康保険の被扶養者の認定についての行政通達（昭五二・四・六保発九・庁保発九）」という通達によるものかどうか、このファクトの確認をしていただきたい。

そして、そうであるとすると、ここからはコメントですが、一応、税制調査会の一人の委員として申し上げられるであろうと思えることは、例えば、この壁を超えると、国民健康保険税というものがかかってくることがあります。この国民健康保険税というものは、地方税法に規定された立派な税金でありまして、そのようであるとすると、国民健康保険税の課税最低限が通達によって定められていることになって、租税法律主義との関係で問題がないのかどうかということがあります。そして、女性の社会進出を巡る壁の問題として、これだけ大きく認識されてきているわけですから、もう少しオープンな場でこの130万円というもの、今後どのように動くのか分かりませんが、これを含めて議論していった方が良いのではないかということまでは言えると思うため、

そこまで、一応、コメントとして申し上げさせていただきます。

○中里会長

では、今のファクトの確認、いかがですか。

○梶尾厚生労働省社会保障担当参事官

被扶養者認定基準は通達であった記憶がございますけれども、確認をしてから改めて御報告させていただければと思います。

あと、その水準がいかにあるべきかの話に関して言うと、オープンな場でということは、社会保障審議会の年金部会で、部会長が神野会長代理ですけれども、議論しているということで、しっかり連携がとれて、一体的な検討はしていると思います。

○土居委員

今の点で確認させていただきたいのですが。

○中里会長

どうぞ。

○土居委員

国民健康保険ですよね。先ほどもおっしゃっていましたが、自営業の方は別に雇われていないため、130万円という金額の規定は受けないということ。

○梶尾厚生労働省社会保障担当参事官

済みません。答弁漏らしましたけれども、国民健康保険は関係ないです。

○中里会長

どうぞ。

○岡村委員

被扶養者の立場を失うため、そうようにすると国民皆保険の下で何らかの保険に入らなければならないということです。

○中里会長

土居委員、良いですか。

これは我々も一生懸命理解して議論していかなければいけないテーマですから、良かったと思います。

両参事官におかれましては、業務の御都合がありますから、ここで御退席となります。お忙しい中、お越しいただきまして、本当にありがとうございました。

（厚生労働省退室）

○中里会長

それでは、続きまして、先ほども申しましたとおり、後半ですが、これまでの実像の議論を振り返って、委員の皆様との間で問題意識の共有を図りたいと思います。

これまで、今日を含めて９回にわたって行ってきた「経済社会の構造変化」のセッションに関して、本日の議論に資するため、事務局の方で、構造変化に関するファクトの整理と、これまで出された主な意見等についてまとめたペーパーを作成していただきました。

これについて、事務局から御説明いただきたいと思います。

田原主税局調査課長、お願いします。

○田原主税局調査課長

説明に入る前に、先ほど野坂委員からございました、アベノミクスの下で正規雇用がどれぐらい増えたかという御質問につきまして、お手元にこれまでの議論で用いました資料をまとめましたファイルを御用意させていただいており、そこの９月３日の事務局説明資料の21ページに、非正規雇用から正規雇用への移行の状況ということで、計数的には示していますから、御参照いただければと思います。

改めまして資料を説明させていただきます。お手元の総21－２、総21－３を御覧ください。

まず、これまで事務局資料と有識者プレゼンを通じて確認しました経済社会の構造変化に関しますファクトの整理につきまして、簡潔に説明させていただきます。

大きく分けて五つの観点、「人口構造の変化」「経済・産業構造の変化」「家族の変化」「働き方の変化」「家計・再分配の変化」につきまして、それぞれファクトを整理させていただきました。

21－２の１ページ目を御覧ください。一点目の「人口構造の変化」につきましては、まず、生産年齢人口の減少に関連しまして、一つは、1970年頃にかけて急増した生産年齢人口は、1995年を境に減少に転じたこと、さらに、生産年齢人口の減少とともに、マクロの賃金総額には減少圧力がかかっており、我が国の消費は年金などの社会保障給付や貯蓄の取り崩しにより支えられる脆弱な構造になっていることなどの点を整理させていただいています。

飛びまして、少子化に関連しまして、１ページ目の中央より下ですが、1990年代以降、未婚化・晩婚化・晩産化のペースが早まっていること、あるいは結婚できない理由や、理想の子供数を持たない理由として、経済的な理由を挙げる方の割合が多くなっていることなどの点を整理させていただいています。

さらに、生産年齢人口の低下につきましては、１ページ目の下ですが、生産年齢人口の減少と高齢者人口の増加により、総人口に対する生産年齢人口の割合は大きく低下するとしています。

２ページ目を御覧ください。二点目の「経済・産業構造の変化」に関するファクトとしましては、1990年代以降、経営環境のグローバル化、ICT技術の進化が進展していること、産業構造のソフト化、サービス化が進展していること、企業は非正規労働者の比率を高めるとともに、終身雇用が基本とされた社員でも転職が活発化していることなどを挙げさせていただいています。

三点目の「家族の変化」に関するファクトですが、1990年代以降、「夫婦と子供のみの世帯」が減少する一方、少子化・高齢化などを背景に、「一人世帯」「夫婦のみの世帯」「ひとり親と子供の世帯」が増加していること、共働き世帯数が年々増加し、1990年代に

専業主婦世帯数と拮抗していること、1997年に逆転し、2000年以降も傾向は継続していること、このような中で夫婦フルタイムの割合が低下して、妻がパートタイムの割合が増加していること、このような点を挙げています。

飛びまして３ページ目を御覧ください。四点目の「働き方の変化」に関するファクトですが、生産年齢人口が減少する中で、女性や高齢者による就労の増加が下支えし、就業者数の減少幅が小さくなっていること、1990年代以降、従来の終身雇用・年功制を基本としたメンバーシップ型の雇用システムが変容し、流動化と非正規化が進展していること、非正規雇用者数の増加の多くは高齢者と女性であるが、いわゆる不本意非正規の割合が高い若年男性の非正規労働者数も増加していること、職務、勤務地、労働時間が限定される「多様な正社員」が増加し、人手不足が予想される中、一段と活用が進む見通しとなっていること。自営業主などのあり方について、戦後初期には女性も含めた大きな雇用の受け皿であった自営業主の数が大幅に減少する中で、農林漁業や小売等の伝統的な自営業主が大幅に減少する一方、企業への使用従属性の高い「雇用的自営」の割合が増加していることなどを挙げています。

４ページ目を御覧ください。五点目は「家計・再分配の変化」についてです。まず、家計の変化についてですが、一つは、若年層は雇用・所得環境が厳しく、収入も貯蓄も少ない中でネット負担が増加していること、従来は「新卒就職・採用システム」が機能していたが、近年はこのシステムに乗り損ない、非正規雇用・無業となる若者が増加傾向にあること、非正規雇用は、賃金や能力開発機会などにおいて正規雇用との格差が大きく、正規雇用への移行は簡単ではないこと。高齢者は収入が少ない傾向にある一方、貯蓄は多い傾向にあるが、世帯によってばらつきが大きくなっていることなどを挙げています。

４ページ目の下の方ですが、再分配の変化につきましては、所得のジニ係数は2000年前後以降、おおむね横ばいである一方、相対的貧困率は緩やかに上昇していること、現行の所得再分配は、年齢階層間の所得移転が大宗を占め、世代内の再分配は小規模であること。

次のページに移りまして、家庭の経済力や文化的背景が進路選択や学力に大きく影響を与えており、貧困の連鎖が懸念される状況にあること、資産のジニ係数は、所得のジニ係数と比べて高い傾向にあり、金融資産である貯蓄現在高のジニ係数は足もとで漸増傾向にあることなどを挙げています。

以上、経済社会の構造変化に関するファクトの整理について説明しました。

続きまして、これまでの委員の皆様及び有識者の皆様から御指摘いただきました主な意見等を整理させていただいた紙を説明したいと思います。資料の総21－３を御覧ください。先ほどのファクトの整理と同様に、五つの観点に若者の支援を加えました六つの観点に大きく分けて整理させていただきました。時間の制約上、全ての御意見を御紹介できないことを御容赦いただければと思います。

まず、１ページ目ですが、「人口構造の変化」につきましては、働き手を増やすという意味では、男女を問わず、特に女性の労働参加率をどのように上げていくかが重要などの

御意見がありました。

また、少子化に関連して、経済成長の観点から、これから結婚して産み育てようとする若い世代をいかに支援していくかという視点が重要であること、公平性を世代間を超えて実現していくと同時に、世代内でも公平性を担保して、人口減に歯どめをかける取り組みが必要といった御意見。

さらに、次のページに飛んでいただきまして、最初の○ですが、女性の労働力参加は「共働き社会化」という条件の下で出生力にもプラスに効くのではないかなどの御意見がありました。また、生産年齢人口割合の低下に関しまして、生産年齢人口が減少し、高齢化が進む中では、世代をまたいだ公平性をどのように確保していくかという観点に立って、税体系全体のあり方を議論していくべき。また、経済社会の状況に地域差があることも念頭に置く必要がある。その下ですが、結婚して子育てをしようという若い人たちに対して、税負担が極度に重くならないようにするため、できるだけ生涯で広く薄く税負担をする構造に変えていく必要があり、この点では所得課税よりも消費課税の方が向いているのではないかといった御指摘をいただいたところです。

３ページ目を御覧ください。二点目は「経済・産業構造の変化」に関連します御意見ですが、所得税を考えていく上で、人も動く時代になってきた中で、グローバルな側面をどのように考えていくかということが非常に重要である。労働力人口の減少による労働力不足、経営のグローバル化、ICT技術の進化が進む中で、今後、日本においても、店舗を持たない個人事業主で、済みません、誤植がございますが、労働者性が高い「フリーランサー」が増加していく可能性があるのではないかといった御意見をいただきました。

「家族の変化」ですが、まず、家族モデルの変化につきましては、従来は夫は正規雇用など十分な収入があり、妻は主に家事や育児で、全ての人が家族を形成できるという標準的ライフコースが前提とされていたが、1990年代後半以降、その前提が崩れ、ライフコースが多様化している。その下ですが、1990年代の半ばぐらいで家族像のモデルチェンジが起きているのではないかなどの御指摘をいただきました。

家族機能の低下につきましてですが、一枚めくっていただきまして４ページ目ですが、家族を形成・維持でき、家族による包摂・セーフティネットにより、リスクから守られている人と、家族を形成・維持できず、家族による包摂・セーフティネットがなく、リスクにさらされる人の分断が広がってきている。家族格差時代にあっては、結婚しやすいような支援を行っていく、経済的環境を作ること、家族を作れなくても安心して生活できる仕組みを作ることが求められるなどの意見がありました。

四点目ですが、「働き方の変化」についてです。働き方の多様化につきまして、４ページ目の下から三つ目の○ですが、自営業者の中でも使用従属性が高く、雇用者と位置付けるべき人たちが増加している。その中で、労働移動や就労形態に中立的、あるいは起業促進的、就労促進的な制度にしていく必要があるのではないか。次の○ですが、非正規労働者は、かつては世帯の中で補助的な所得の人が多かったが、世帯主や単身世帯の人が増え

てきたことがポイントではないか。その下ですが、正規対非正規ではなくて、有期雇用者をもっとフルに活用できる社会と企業のあり方にシフトしていかなければならないのではないか、このような御指摘をいただきました。

社会保障との関係につきましては、５ページ目の中ほどですが、社会保険料負担は逆進的に機能し、非正規雇用者を中心とした保険料負担が払えず、社会保険のセーフティネットから排除されやすい。初期の就労の格差が社会保険により緩和されず、むしろ長期に保存されてしまっている。公的年金を補完する企業年金等の重要性が高まる一方、現在の企業年金の仕組みでは就労形態において差がある。就労形態の多様化が進展する中で、企業年金に加入できない人も含めて、老後に備えて自助努力できるよう、総合的な視点で議論する必要があるのではないか、このような御意見をいただきました。

６ページ目を御覧ください。「家計・再分配の変化」に関します御意見ですが、最初の○ですが、所得再分配や固定化の防止といった視点が重要になってくるのではないかといった御意見がありました。次の○ですが、若者に光を当てる一方で、困っている高齢者にも目配りが必要ではないかといった御意見をいただきました。

再分配の変化につきましては、再分配機能の強化は、一つは社会の安定性を高める。二つ目は、低所得の若年層に光を当てていくことは、人口減少問題の対応として重要である上、社会保障制度等の持続可能性を高める。三つ目に、格差がヒューマンキャピタルの育成に与える悪影響を是正し、経済基盤の再構築につながっているといった意義があるのではないかといった御意見がありました。次の○ですが、再分配政策については、「若年層から高齢層へ」という現行制度を、若年層・高齢層を問わず、「困っている人を困っていない人が助ける」仕組みに改めるべきではないか。

次のページ、上から二つ目の○ですが、いかに困っている人を作らないかという観点も大事である、このような御意見をいただきました。

最後に、「若者への支援」に関します御意見ですが、働き方に中立的で、安心して子育てできる社会、格差が固定化せず、若者が意欲を持って働くことができ、持続的な成長を担える社会の実現を目指すべきではないか。次の○ですが、若年低所得者層や子育て世代に光を当てるということは、公平の観点もあるが、それ以上に成長戦略の一環としてのヒューマン・キャピタル・フォーメーションが大きいのではないか、このような御意見をいただきました。

○中里会長

ありがとうございました。

「経済社会の構造変化の実像把握」のためのセッションに関して、ただいま事務局からは、ファクトの整理や、これまで皆様から出された意見等の報告をいただきましたが、これまでのセッションを振り返りまして、委員の皆様のお考えを確認させていただくため、私の方でも、総21－４として「論点例」という一枚紙が出ていると思いますが、これを御用意させていただきましたから、御覧ください。

その内容について簡単に説明しますと、一つ目の○ですが、これまで人口構造や家族の姿、働き方、家計など、様々なテーマについての四半世紀にわたっての構造変化の内容を紹介してきましたが、個別のテーマについて、今後の税制を考えていくに当たり、特にこのような変化は重要ではないかなどの御指摘があれば、御意見をいただきたいということです。

また、二つ目の○ですが、個別のテーマごとに構造変化を見てきたわけですが、これらの構造変化をトータルで見た場合に、どのような変化が起こっていると捉えるべきか。そして、このような変化は一時的なものと見るべきか、あるいは経済社会の構造が根本的に変わってしまったと見るべきかといった点などについても、御意見があればいただきたいと思います。

最後の○ですが、こうした構造変化の本質を踏まえたときに、今後、税制を含む様々な制度について議論していく際、どのような社会のあり方を念頭に置いて議論していくべきか。例えば、前回の筒井教授のプレゼンテーションでは、「共働き社会化」といったキーワードも出てきましたが、それに限らず、皆様の御意見があれば頂戴したいということです。

この紙はあくまでも論点の例に過ぎませんから、このタイミングで皆様が意見を述べられたいということであれば、御意見をいただければ幸いです。

なお、増田委員は、今、いらっしゃいましたが、遅れるかもしれないということで、非常にまとまった紙を提出していただいていますから、これも参考にしていただきたいということです。

また、メーンテーブルの方のみで恐縮なのですが、これまでのセッションで配付された資料をファイルにまとめて、随分分厚くなっていますが、机の上に置いてありますから、こちらも適宜参照いただきつつ、御発言いただければと思います。

それでは、御意見のある方、梅澤特別委員、どうぞ。

○梅澤特別委員

ありがとうございます。

まとめていただきました「論点例」と、それから、事務局からの今までの議論のサマリーに関しては、基本、そのとおりであると思いますから、異論はないのですが、これからの議論をする上で、過去25年間の変化がどのようであったかということに加えて、これからの25年を見据えたときに、社会がどのように変わるか、あるいは人生、人の仕事の仕方がどのように変わっていくかというものも、大まかで構いませんから、ある程度想定をした上で、25年間もつ制度作りを議論しませんかということが私からの提案です。

簡単に、私であれば、多分、このような項目をというものを申し上げると、間違いなく中期で起こってくることが、ロボット化が進展し、さらにそれを追いかける形でAIが進歩し、相当部分の仕事は機械化が進んでいきます。もう少し長期まで考えると、ライフサイエンスが飛躍的に進化をすることで、健康寿命が大きく伸びます。健康寿命が延びる中で、

逆に仕事の入れかわりは激しくなるという、やや悩ましい状況の中で、どれだけ多くの人が長い期間、社会参加を続けられるかということが、先ほど申し上げたように、社会システムの肝のような気がしています。このような全体感、これは様々な意見があると思うのですが、少し先を見た、社会全体に影響を与えるファクターを押さえた上で、もう一回この議論に戻ってはいかがでしょうか。

○中里会長

ファイナンス的な発想で、先を見てということは、本当にこの中に入れていかなければいけないですね。多くの仕事がコンピューターに代替されてしまう可能性も、特にホワイトカラーの仕事についてはあるわけですから、深刻な問題です。ありがとうございます。

それでは、加藤特別委員、どうぞ。

○加藤特別委員

私は余り出席できなかったため、しっかりと理解していないかもしれませんが、それでも非常に社会の変化が激しいということはよく理解できました。そして、日本は、社会保障にしても、租税にしても、個人の単位というよりは家族で考えるような形で政策を考えてきたように、特に福祉の方はそのようであると思うのですが、それが崩れてきているということは非常に大きな変化であると思います。様々な家族の形態が出てきているということですから、解決としては、一番良い方向に思い切った政策をとることが良いのかもしれませんが、当面はある程度まで、様々な家族の類型に対して中立的に変化していくしかないのではないか。なぜなら、貧困の問題や、生活の問題などがありますから、余り急激な変化は難しいのではないかと考えます。

しかし、少子化への対応、あるいは労働人口の減少に対応する、あるいは若者が労働市場にしっかりと参加できるようにするなど、行うべきことは多くあると思うのです。ただ、このような方向にという形ではなく、例えば、少子化も、ひとり親の場合にも、夫婦がそろって子供がいる家庭の場合にも、同じように保護するということでしょうし、女性や高齢者の労働参加の促進も、フルタイムでもパートタイムでも、どちらの選択をしても良いような形にしていくなど、様々な希望に対して柔軟性を持った対応をしないと、なかなか今の状況から抜け出せないのではないかと考えています。

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、これから吉川委員、増田委員、高田委員の順で御意見を伺います。それから、平田委員と大竹委員も、何か御意見ありますでしょうか。

では、まず、吉川委員、どうぞ。

○吉川（洋）委員

どうもありがとうございます。

私が申し上げたいことは論点整理とも重なるものですが、過去25年、これからの25年も考えようという御指摘はもちろん賛成ですが、大きな問題としては、人口減少、あるいは

高齢化・少子化という、税制調査会で何回も議論されてきたことが一つ。それから、もう一つは、過去25年、バブル崩壊後、大まかに見ますと、日本経済が逆風下にあった。最近では失われた20年という表現も使われるようになった。この二つであろうと私は考えています。

二点目については、日本経済が非常に厳しい状態にあることは、人口が減少しているからである、高齢化であるということは私は賛成しません。それは税制調査会の主たるテーマでないと思いますから、日本経済がなぜ厳しい状態に20年間あったか、様々な理由があると思いますが、デモグラフィーがこの20年間の問題であるとは考えていません。人口減少、高齢化というものは、それ自体として大きな問題であるということはもちろん否定すべくもなくて、この税制調査会で議論されてきたことはもちろん正しい、基本的にはそう思っています。

この二つの大きな問題が、結局のところ、経済社会の中での所得の再分配の必要を高めているというところが一番大きなことであろうと思います。高齢化の基というものは、先ほど高田委員が言及された高齢者のジニ係数、65歳以上のジニ係数というものは、0.6から0.7というものは、所得分配が非常に不平等であると言われるラテンアメリカよりもひどい状態です。もちろん一部の年齢層だけについて見ているわけですが、要は、高齢者の間では所得の分配が非常に不平等であると。これは健康の不平等とも関係していると思います。若年世代では健康が基本的にはかなり一様ですが、高齢者になると、健康が非常に不平等になるということももちろん大いに相関していると思います。

それから、経済が厳しいということについてです。今年の初め、日本にも来て話題になったピケティ教授は、金持ちはもっと金持ちになるということを問題にしましたが、日本では下ずれしたというところが問題であるということは、どこかサマリーにもあったと思います。

この二つのことから、繰り返しになりますが、所得の再分配というものが非常に重要な課題になってきたということであって、それが税制とどのように関係するかということが次の話で、この再分配機能を担保する一つの大きな社会的な制度が、言うまでもなく社会保障制度。100兆円を超える給付になる。6割は保険料ですが、4割はそこが足りないということで、国・地方の税、あるいは必ずしも税になっていなくて、そこのところは赤字国債ということかもしれませんが、とにかく財政がかかっているということです。

したがって、必要なことは、社会保障制度をフィナンシャルに、サステナブルにするということで、言われているとおり、基幹的な税として消費税をしっかりするということであろうと思います。今、10%まで担保したのですが、これで本当に十分かということは、先ほど梅澤特別委員がおっしゃった、今後25年を見据えるのであれば、避けては通れない議論であろうと思います。

また、政府以外では、今年の初めでしょうか、日本経済団体連合会や経済同友会などが消費税についても言及して、明示的な議論をしていると思いますが、将来の25年というこ

とになれば、避けて通れないということ。

それから、もう一つは、社会保障制度をサステナブルにする必要があって、これは給付面での改革も欠かせないのですが、必ずしも税制調査会のテーマではないかもしれません。ともかく社会保障制度とは別に、税の中での再分配機能をもう少し強める必要があるであろうということも大きなテーマであると思います。

最後に、梅澤特別委員から大変興味深い御指摘があって、ロボット、AIというものは大変大きなインパクトを経済社会に与えることは間違いないと思っています。ただし、時折、ロボットが入ってくる、AIで、そこでの雇用が失われるから、人々が働けなくなるのではないかという危惧を持たれることがあるのですが、私はそれは基本的には違っていると思います。ロボット、AIが経済社会全体にどのようなインパクトを与えるかということであれば、一人当たりの所得を高める。これは極めてロージーなインパクトを持つと思います。駅の自動改札でも、一昔前は人が改札をやっていましたが、自動改札機が生まれて、改札の場では雇用が失われました。それは間違いありません。ロボットでもAIでも同じことが生じるでしょう。しかし、経済社会全体をとれば、ロボットやAIのインパクトは一人当たりの所得を高めるということであろうと思います。

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、増田委員、お願いします。

○増田委員

ありがとうございました。

吉川委員の最後の御指摘、AI、ロボット、まさに生産性向上のために、むしろ労働力人口が驚くほど減っていく中で、生産性を高める大いなるきっかけとして期待をされるということではないかと思います。

欠席が続いておりましたから、今日は意見書をしたためて参りました。会長から「論点例」を示されていますが、私の意見書もそこと同じ内容の部分があるのですが、特に申し上げたかったことは、これまでの議事の資料などを拝見していますと、要は、家族の形、あり方、あるいは働き方が驚くほど変わってきている、あるいはこれからさらに変わっていくということを正確にとらまえた上で、今後のことを考えていかなければいけない。

要点は二枚目なのですが、まずは家族のあり方、姿が大きく変わるのですが、そこのセーフティネット機能を再構築するということが必要になってきますから、日本創成会議の方で提言をしましたのですが、そこでは、30代後半で500万円以上の年収、これは地域によって物価コストの関係で多少上げ下げはあると思いますが、そこで二人、できれば三人ほど安心して産み育てるような安心感が得られるようなモデルを考えていくべきではないか。それで人口も徐々に減りがスローダウンして、やがては安定化することに近づけていくということ。昨日の総理の新三本の矢の二本目が子育て支援ということですが、その前提として、このようなことが頭にあるのではないかと思います。

それから、二つ目が、企業のセーフティネット機能の再構築ということになりますが、非正規の問題を解決するとともに、パートタイマーへの社会保険の適用拡大といったことで、今の雇用形態に合わせた形で強化をしていくことが必要であろう。

このような家族や企業の取り組みを前提とした上で、さらに公的な再分配機能について強化をしていくという、ここが今後、議論されるべきでありますが、そのときに、以前、私が出席したときにも申し上げましたが、再分配機能の意味合いということをしっかりと共通理解をしていく必要があると思いますから、このような機能強化が社会の安定性の強化につながっていったり、特に、今、ばらつきが大きくなっている低所得の若年層、貧困の問題がクローズアップされてきましたが、そのようなことを行政のターゲットとして取り上げていくことが、ひいては社会保障制度の、今、問題になっている持続可能性を高めることにもつながっていく。昨日の三本の矢の三本目が社会保障、いみじくもそのようなことのバックグラウンドに低所得者の若年層の強化ということを考えていく必要があると思います。そして、全体として、経済基盤を強めていく。このようなそれぞれの意義付けをきちんと踏まえた上で、今後の再分配機能をどのように強化していくかということを考えていくべきではないかと思うのです。

最後の２．で書いてあることについては、まさにこれからどのように議論をしていくかということでありますが、先ほど吉川委員おっしゃったように、社会保障のあり方というものは相当大きな問題を秘めていますから、さらに議論が必要になりますし、それは消費税10％を超えての議論も必要であると私は思います。

それから、どうしても、消費税が中心になる、そのようなもののみならず、資産課税などについてもしっかりと議論した上で、結論から言えば、ここに書いてありますように、これから予想される社会のあり方をしっかりととらまえた上で、様々な議論をしていく、その中で税制も、当然、それに沿った制度を考えていくべきである、このようなことを申し上げたかったところであります。意見書でまとめてきましたから、また御覧いただければと思います。

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、平田委員、お願いします。

○平田委員

９回の外部有識者の意見を伺って、改めて思ったことは、100兆円の社会保障を毎年投入しながら、人々の充足感、あるいはそれに携わっている人たちの達成感がないということは一体どのようなことなのであろうかと、改めて強く感じました。国会の中で予算委員会が非常に脚光を浴びる一方で、決算委員会なるものがほとんど報道されることすらないという状況で、アメリカの歳入委員会が力を持っている反面、日本では予算委員会の方が大きいというところにも原因があるのかもしれませんが、それを税金で集めるのか、社会保険料で集めるのか、様々議論はあると思いますが、社会保障の中で、年金の比率が高い、

医療費が高いということで固定化して、成長は右肩下がりで、負担は右肩上がりという中では、システムとして成り立たないのではないかということを改めて感じました。これから様々議論が行われると思いますが、最終的には、納税者の人の視点を失った議論は良くないのではないか。先ほど土居委員から、税制で行えることは限界があるというお話がありましたが、確かにそのようなことで、対策を増やしていく。新しいことを行うことは大事であると思いますが、政策効果を厳しく検証しながら、税制調査会も、アメリカの歳入委員会的な役割も果たしながら財政を議論していくことが必要ではないかと、改めて思いました。

○中里会長

大所高所からの御意見ありがとうございます。

それでは、大竹特別委員、お願いします。

○大竹特別委員

まず、「論点例」のところで、四半世紀というスパンで、何が原因であったかと言うと、一つはICTと言いますか、技術革新が一番大きいと思います。もう一つ、税制と関連するところでは、今日も議論になっていましたが、人口構造の変化が大きな影響を与えている。それに付随して、家族の変化や、働き方の変化、あるいは家計、再分配構造の変化が起こってきたのであろうと思っています。したがって、この変化は一時的かという御質問がありましたが、これは長期に続く。まず、人口構造の変化はしばらく続く。それから、技術革新も、先ほどから議論になっているとおり、これから先、ロボットやAIという議論が出てきていますが、このまま続いていくであろう。したがって、税制を考えていく上では、このような変化を前提にしなければいけないと思います。

このような変化の結果、何が起こってきたかというと、若年層を中心とした所得格差の拡大、あるいは貧困率の上昇が一つ起こってきた。一方、制度がすぐに変化しなかったために、高齢層への所得移転が結果的に増大したということが起こっているわけです。今日も議論になった公的年金等控除や、あるいはマクロスライドが停止したなどということで、実質的な移転額が増えているということがあります。

そうすると、大事なことは、先ほど吉川委員から、技術革新があっても貧しくなることはないということはあるのですが、格差は拡大する。今まで働いていた人が働けなくなるということが起こりますから、そのために人的資本に投資することが必要になるということで、今日も議論になりましたが、訓練についての支援が必要になります。それから、世代間の貧困の連鎖についても、教育投資を増やしていかないときに若年層の貧困率が高まっているということは大きな問題で、そこについて視点を向ける、視野を向けることが必要になってくると思います。

税制としては、再分配をするための税源を増やすということが一つ大事な論点で、消費税もそうですし、所得税もそうかもしれない。それから、もう一つは、社会保障の方で手当てするというところがあったのですが、税制は今まで課税最低限以下のところに何もで

きないというところがありましたから、それについては様々な議論が上がっていますが、給付付き税額控除等で、税制の中で再分配ができるような仕組みも考えていく必要があるのではないかと思っています。

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、田近委員、お願いします。

○田近委員

もう既に意見も出たのですが、私の考えを話させてください。何回か実像の議論をして、私も大変ためになりました。今日も非正規労働の実態等について、大変考えさせられることが多かったと思います。多くの論点があると思うのですが、テーマを絞って、社会保障と税制調査会と言いますか、税制のことを話したいのですが、どのように考えても日本の財政、経済の最大問題が社会保障をどのようにしていくかということにあることは疑いがないと思うのです。そうすると、この税制調査会においても、社会保障財源をどのように確保していくかということを念頭に置かざるを得ない。同時に、今日、厚生労働省の人に来てもらいましたが、税制調査会においても社会保障は全て予見であるというわけではなくて、介護保険でも、始まったときが３兆円、４兆円の総費用で、今は10兆円を超えているわけですから、そのようなあり方に関しては税制調査会も目を光らせていかなければいけないと思いますが、一義的には、この税制調査会では、社会保障税源をどのように確保していくかということが最大の問題の一つなのであろうと思います。

それをどのように具体的な議論に反映させていくかというところで、社会保障財源は消費税に手当てしているということで、全て消費税で行っていくことが可能なのかということが最初に突きつけられている課題であると思います。もちろん、所得税に比べて消費税は生涯負担を平準化する、そのようなことで必要な税であり、消費税10％までは、先ほど吉川委員は担保されたというお言葉を使いましたが、10％を見据えた改革は必要であると思います。そのようにして少しずつ議論を私の頭の中で進めていくと、社会保障の財源を意識した議論が必要であろう、消費税も必要で、その議論を詰めていくことが必要であろう。もう少しいくと、所得税を見直して、結果的に強化して、社会保障財源を考えていくことに行き着かざるを得ないと思います。

所得税ということでは、一つは分配の問題で、今、大竹特別委員がおっしゃったように、課税最低限に手が届かないということで、税額控除の話も必要です。これも、そもそも高齢者の社会保障負担を若年労働者に求めていることが問題のため、社会保障とは無縁ではないということで、私の意見は、この税制調査会、今後、実態、実像をもちろん踏まえながら、やはり社会保障財源をどのように確保していくか。消費税の議論はもちろん進めると同時に、所得税をここで見直す必要がある。

それから、一点、これまでになかったことで思うことは、昨日、新しい三本の矢というものが総理大臣から出てきたわけですが、税制調査会の場でも経済活性化と税という問題

は触れないで済むわけにはいかない。一方で、NISAなど、日本の家計の貯蓄から投資を誘導ということはないのですが、進めていくような流れもある。それから、これから日本に人材や会社を引きつけるものであるということになると、それに対する企業課税も考えなければいけないということで、社会保障と税だけがイシューではなくて、経済活性化ということに関しても同時に目配りしなければいけないかなと思います。

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、高田委員、お願いします。

○高田委員

私の場合は、マクロ経済という視点から見た上で、四半世紀の構造変化がどのような影響を与えたか、また、今後どのような点を重視するかということなのですが、今、田近委員から話がありましたように、成長戦略と言いましょうか、そこの中で今回の議論を考えていく必要があるではないか。我々の、この何年間かのミッションはそこにあるとも思っています。

成長戦略という観点から見ると、一つポイントは、エコノミスト的に考えますと、結局、潜在成長率をどのように高めるかということになるわけで、そのためには、やや理屈っぽい言い方をすれば、労働資本、それから、生産性をどのように上げるかという議論になると思います。

資本について言えば、昨年、法人税について議論してきましたから、そうすると、残る二つの課題にどのように取り組んでいくかというところが非常に重要になってくる。そうしますと、要は労働と生産性ということになるわけで、まず、労働ということを考えますと、結局、1990年代を境にして生産年齢人口の減少トレンドにも入っているわけで、このところは今日議論がありまして、少子化の対策をしたとしても、そのトレンドを完全に崩すということはできない。そうすると、特に女性の働き方をどのようにするかといったところがポイントになってくると思います。この議論については、今日も103万円の壁や、130万円の壁などという議論がありましたが、いずれにしてもパートが中心になっていて、収入が150万円前後になっているというところで言いますと、なかなかこの状況が、今、望ましい形ではない。そのようにすると、配偶者控除の問題も含めて、税や、様々な部分で取り組んでいかざるを得ない。また、同時に、高齢者のところについても、この参加を、どのようにインセンティブを行っていくかということも考えざるを得ないという点であると思います。

それから、二番目の生産性という観点から考えると、やはり重要なことは若者、これからの世代の担い手ということであろうと思います。不本意非正規の問題や、教育の格差の問題にあって、若者がヒューマンキャピタルを高めることができない。どうやって生産性を上げていくかというところが非常に重要になってくると思うわけで、この問題については、例えば、企業や、政府など、様々な論点が必要になるわけです。少子高齢化、子供を

産み育てていくことからすると、世帯の支援を経済社会の中で支える、いわゆる制度的なインフラという部分が重要になってきて、そのような意味で、産み育てて、再生産してその価値を上げていくという視点が重要になる。このような点を含めて、この三つの点で潜在成長力を高めると、このような議論を今こそ、昨日も政府の方でもという議論がありましたが、重要であると私は思っています。

最後に、これまで余り議論されなかったのですが、私も７月の政府税制調査会で申し上げたテーマでもあるのですが、税制の面でも、グローバル化にどのように対応していくかという観点が非常に重要であると思います。昨年もBEPSという議論を捉えたわけですが、ヒト・モノ・カネがグローバルに非常に動く、場合によっては人も動いていってしまうということを考えてまいりますと、金融所得の課税を初めとして、所得税のあり方を考える上でも、様々な幅広い論点が必要になってくると思います。また、諸外国の動向などとも比較と言いますか、もしくは競争関係の中で対応していくという、戦略的な発想もやはり必要になってくる。そのような意味で言うと、これから25年という議論がありましたが、今後４～５年、アベノミクスという状況の中で、成長戦略としての税制をどのように考えていくかということの発想を常に忘れずに考えていく必要があるのではないか、そんな問題意識を持っています。

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、大田委員、お願いします。

○大田委員

ありがとうございます。

四半世紀の変化で、今、起こっていることは、働き方や、世帯の形態の多様化が非常に進んでいるということ。それから、世代間の格差が拡大しているということ。それから、若い層と高齢層を中心に、世代内の格差が拡大しているということであると思います。それでは、何が必要かと言うと、吉川委員が言われたように、税による所得再分配の再構築が必要ということであろうと思っています。これは垂直的公平だけではなくて、多様化が進んでいますから、水平的公平も重要であろうと思います。

その中で税がどのようにあらねばならないかというと、四点申し上げますと、一つは、年齢や属性で配慮するのではなくて、やはり所得で見ていく。どなたかが言われた、困っている人を困っていない人が助けるという形で所得再分配を再構築する必要があります。つまり、控除を中心とした措置をゼロベースで見直すことが必要です。

二番目に、働き方が多様化し、就労形態も多様化し、世帯の形態も多様化しており、その間の移動も増えているため、なるべくシンプルな税にする。シンプルな所得税にするということが必要だと思います。

三点目に、資産、特に固定資産を含めて公平を考えること。高齢化の中では、所得だけでは公平性を確保できないということであると思います。

四番目は、社会保障の給付、負担も含めて、トータルで所得再分配を見ていくことが必要ではないかと思います。

以上、四点です。

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、田中特別委員、お願いいたします。

○田中特別委員

今までの議論の中で、「論点例」に沿って二つほど、私が感じていることをお話ししたいと思うのですが、一つは、経済産業構造の変化という中で、お話のとおりのグローバル化が進んでいる、その一方でローカル化というのもあるように思うのです。グローバルとローカルの二極化になっているということが現状で、今までとは違うのではないか。

それから、地方創生というテーマが一つあることから言えば、今回の会議の中でも、地方や、地方創生など、地域ということが余り出てこなかったため、この辺りも少しイメージする必要があると思っています。地方について言えば、個々の産業ということよりも、むしろ地域そのものであったり、地域のコミュニティーであったりというものの力で、観光を呼び込む、産業を呼び込むなどという流れになっていくのであろうと思いますから、この辺りは今までとは違うのであろうと思います。

もう一つは、働き方の変化について、前回の会議で、顧客満足度100％を追求せずに、最後の10％をダウンしたら労働力、時間が発生して良いという方針を持つ企業のお話があって、とても参考になりました。生活と仕事をどのように両立させるかということはこれからのテーマであると思うため、我々は一生懸命働いているのですが、良い思いをしていないと、中小企業はほとんどそのように思っているところもあるし、同じように感じている方も多いと思います。それをどのようにすれば良いかを考えたときに、フリーランサーであったり、様々な働き方が良い方には転んでいないと言われていますが、それを良い方に転がすためにはどのようにすれば良いかということは重要なテーマであると思います。フリーランサーの従属的労働者性が高いというお話は、まさに中小企業の直面している課題と同じなのです。これを何とか変えていくことが次のキーワードになっていけば良いと思います。

それから、現在の非正規・正規ということと同時に、多様な起業をどのように誘導するかということも大事なテーマであると思うため、この二点、少し論じていただきたいと感じました。

○中里会長

土居委員、お願いします。

○土居委員

これまでの税制調査会でも私も非常に勉強させていただきましたし、私としても意を強くする場面もありました。これまでの社会構造の変化の中で、ほかの委員の方々も御指摘

ありましたが、順不同ですが、グローバル化、働き方の多様化、高齢化、四つ目は未婚化・晩婚化・少子化といったものですが、若い世代の子を持つ動機が変わってきたということは、もはや抜き差しならない変化ということで、かつ、これが今後の25年にも影響を及ぼすような変化であったと私自身は思っています。これもまた委員の方々がそれぞれおっしゃっていますが、特に所得税がこの変化に対応し切れていなかったということが問題で、今、それを改めるチャンスが訪れているのではないかと思います。そのような意味では、所得格差を是正する役割を所得税がもっと発揮するべきではないかということは、私もそのとおりであると思います。

ただし、グローバル化という流れがある以上、累進税率を上げていくという形での所得再分配効果の発揮ということは、そう簡単にできることではないと思います。むしろ、今の我が国の税制で、幸か不幸か、所得控除が手厚くあって、税額控除はほとんど活用されていないという実情があるとするならば、まずは税額控除に改めることによって、累進税率を上げるということの前に、税額控除に変えることによって所得再分配効果を発揮するという余地が我が国には残っていると思います。そのような意味では、所得控除から税額控除に改めるということをどのような形で社会構造の変化と連動しながら設計していくかということが重要であると思います。

そのような意味で言いますと、もちろん所得再分配効果を高めるということは重要であると思うのですが、総合課税をして、何でも累進課税して良いかということで言うと、やはりグローバル化の関係からすれば、二元的所得税のような発想がよりマッチするのではないか。つまり、労働所得に対してはある程度累進課税するわけですが、金融所得に対しては、金融課税一体化ということは既に進められているわけですが、それに対しての定率での課税というものが私は必要であると思います。

さらに、若い世代に対する所得税のあり方ということで言うと、これまでの有識者の方々の議論からも、生活設計すら成り立たないほどに担税力が失われている低所得者が若い人たちの間にはいる。しかも、初期の就労がままならなかったために、その影響が長期に残ってしまうことがあったということが報告されていて、それが今後も改まらないと、新たにまた若い世代がそのような状況に追い込まれるわけで、そのような意味では、しっかり若い世代の就労に報いると言いましょうか、若い世代が働いて、それが生活を成り立たせることに役立つような形で、もちろん社会保障制度でそれを対応することはまずは必要ですが、税制でも、そのようなところの対応ができる部分については行う必要があるのではないか。

特に税制面で対応する上でかなり効果があると思うものは、未婚化・晩婚化・少子化といったところに対する対応であると思います。有識者の方々のプレゼンテーションにもありましたが、経済力がないから結婚ができない、ないしは結婚する時期が遅れるということもかなりあるわけで、そのような意味では、結婚して夫婦が家族を形成することを促すとまでは言えないまでも、そこに邪魔をしない所得税制というものは少なくとも考える必

要があるのではないか。特に我が国では、婚外子が少ないということですから、まずは結婚してから子供が生まれる、ないしは、法律婚かどうかは別として、夫婦となって子供が産まれるということもありますから、そのような意味では、それに適合するような控除のあり方はあってしかるべきかなと思います。

さらに、これも何人かの委員の方がおっしゃいましたが、社会保障の給付が増大していく中で財源の確保が必要であるということは、私も全くそのとおりであると思います。そのときに、まず一つ必要であると思うことは、先ほども厚生労働省の方のセッションでも少し述べさせていただきましたが、税制と社会保障制度との間の整合性ということをもっと踏み込んで考えるべきではないかと思います。もちろん税制調査会ですから、社会保障の制度設計についてあれこれ言うべき場所ではないのかもしれませんが、逆に、税制の仕組みを社会保障制度の中で一部だけ使われているようなところがあるのではないか。税制として欲している意図ではないにもかかわらず、行政実務の便宜や、様々な理由で税制の控除の大きさを一部使われれているなど、それこそ課税所得でいくべきなのか、合計所得金額でいくのかというところに対しては、余り哲学的に筋の通ったものを社会保障制度の方では考えていないところもある。税制の中で規定されている課税所得という概念が、意図せざる形で社会保障制度の方で使われてしまっていて、所得控除が手厚いがために非課税扱いになって、社会保険料の負担さえ減免されてしまうことすら起こっている。医療保険や、介護保険のところで、実際、意図せざる形で住民税の情報が使われているというところが問題であると思います。

最後に一言申し上げたいことは、社会保障財源のために税制はどのようにあるべきかということですが、消費課税に税収構造をシフトさせていくことは既におっしゃったとおりですし、さらにもう一つ、付け加えたいことは、社会保障財源のために税収が必要であるということは国民にとって説得力があるとは思うのですが、特定財源的なもので社会保障財源のために確保するから税制をこのように変えさせてほしいというと、社会保障のためにしか税収は使えないという話になってしまっては本末転倒ですから、そこは注意が必要かと思います。

○中里会長

では、増井委員、お願いします。

○増井委員

社会構造の大きな変化が不可逆である。大竹特別委員がおっしゃったとおりです。そうすると、これまで出た主な意見等の最後のページにあるように、人的資本の形成に注目することは非常に大事なことであると思います。

他方において、大田委員がおっしゃっていたように、家族あるいは会社が担ってきた従来のセーフティネットが弱くなってきているということも、これまで有識者の方のお話を伺ってはっきりと分かったことです。ですから、これに対する立て直しが必要であることも重要な課題である。その意味では、個々人に注目したヒューマンキャピタルの形成に加

えて、社会的資本の構築に公的部門としてどのようにかかわっていくかということが大きな意味で見た課題であると思います。

このように考えたときに、財源の問題が大きな制約要因になります。田近委員のおっしゃったとおりの課題を私たちは抱えているわけです。この審議を始めたときの出発点は、税収中立を前提として検討するということであったと記憶しています。その中でできるメニューはこれこれであるということと、それから、その枠を超えて、より財源を使うことができたときに、再分配や社会的資本拡充のためにできることがこれこれであるということ。場合を分けてメニューを提示して考えていく。この区別が、特に給付付き税額控除のことなどを議論する場合には必要です。

○中里会長

それでは、林特別委員、お願いします。

○林特別委員

今まで様々な御講義をしてきていただいて、一つ言えることは、社会構造が本来の意味での再分配をより必要とする構造に向かっているということは明らかであると思います。その上で、税制で何ができるかということですが、社会保障という観点からは、皆様がおっしゃったように限りはあるのですが、財源確保という意味では、税の役割は非常に大きいと思います。もちろん消費税もそうなのですが、特に高齢化が進むにしたがって、高齢者に対する支出が増えますから、かつて議論されたと思いますが、高齢者の中でできるだけ再分配していただきたいという考えもあるかと思います。８月20日の資料なのですが、高所得者の高齢者の収入を見ると、所得が大きくなるにしたがって不動産所得の比率が非常に高くなっているということでした。つまり、やはり資産にかなり偏りがあるということですから、これも話に出ましたが、資産課税なり、固定資産もそうですが、その辺りを強化すべきであり、加えて、世代間の富の移転という観点からは、相続税ももう一回考える必要がある。

あと、社会保障の観点からは、年金以外の社会保障を実施しているのは地方ですから、やはり地方財源もしっかりと考えなければいけないと思います。先ほど厚生労働省のプレゼンテーションで、新しい施策を展開されたとおっしゃいました。場合によっては政策を打ち上げても、行っている地方は1,700市町村のうち50か60というお話でしたから、地域を超えた水平的公平性という観点から、全部の地域で社会保障政策を実際行なえないということは問題かと思います。この問題が地方財源の欠如というのであれば、地方財源もしっかりと考える必要があると思います。

次に、給付の点ですが、給付を税制の範疇で行うのであれば，控除を使うしかない。これも何回も出てきた話なのですが､給付は本来の税額以上に与えることができませんから、やはり給付付きの控除というものを真剣に考える必要があろうかと思います。給付付きの控除は特に低所得者対策として効果的であると思います。加えて、消費税を増税する場合も、ひとまず給付付きの仕組みを作っていれば、低所得者対策として非常に有効的に使え

るのではないかと思っています。

最後に社会保険料に関してです。これも何回も出てきた話なのですが、重要ですから、私も繰り返させていただきたいと思いますが、やはり税との強力なコーディネーションが必要であると思います。例えば、先ほどの話にも少し出てきたかもしれませんが、税の方で改革を行っても、社会保険料が独立して反対の方向の政策をとってしまえば、目指した効果は相殺されてしまいますから、これは非常に重要な問題であると思います。そもそも社会保険料と税を分けて考えることが問題であると私は基本的に思っています．日本語の社会保険料は英語で言うとペイロールタックスですし、国民健康保険で言うと、実際は保険料方式と税方式があって、大半の市町村は税方式をとっているわけです．税の観点から社会保険を見直しても、かなり意味のあることではないかと思っています。

○中里会長

それでは、佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員

今回の一連のヒアリングの特徴は、いきなり所得税の税制の詳細、例えば、配偶者控除をどのようにするか、給与所得控除をどのようにするなど、そのような制度の詳細ではなくて、まずファクトを見るというところから、そこから演繹的に税制改正の方向を見出そうと、多分、事務局はそのような意図であったと思いますが、そのようなものが一つの特徴かなと思います。

それで何が見えてきたかということで、既に様々議論が出ているとおりでして、従来、所得税制が前提としていた標準世帯、つまり、終身雇用の夫と専業主婦と子供二人というモデル自体が既に標準ではなくなっている。新しい経済状況の中においては、結婚できない若者、つまり単身世帯が多くなっている。それから、終身雇用ではない世帯主、つまり、非正規が多くなっている、このような新しい経済環境の中において、従来の家族、それから、企業というもののセーフティネット機能が低下している。だからこそ、財政には三機能ありますから、そのうちの一つである再分配機能というものが求められている、そのような流れであったと思います。

その中で、社会保険と税制の間でどのように住み分けるかはこの後の話としましても、とにかく再分配機能というものの強化が問われるであろう。ただし、再分配だけ強化するとすれば、税率を上げれば良いかというと、それは成長の果実を取ることになってしまいますから、先ほど田近委員も言っていましたが、成長と再分配、経済の活性化という視点を置きながら、再分配というものを確保していくか、機能を強化していくか、ここが問われてくる。

それでは、どのようにすれば良いかというと、ここから先はオーソドックスですが、広く薄い課税、つまり課税ベースの拡大は、ある種、所得控除を見直さなければいけないことになってきますし、効果的な再分配の仕方とは何なのかと考えてくると、先ほど土居委員からもあったように、税額控除など、給付付き税額控除にするか、給付と税を連動させ

るか、仕組み方は幾つかあると思いますが、つまり、本来、社会保障の分野に一部入るかもしれない給付と税というものの連動、整合性、一体性をどのように担保していくかということが、おそらく、これから問われるということ。

それから、増井委員もおっしゃっていましたが、税収中立があくまでも前提ですから、我々のこれからの主眼が、若い人たち、あるいは勤労世帯に対する支援の重点化ということであれば、ほかのところを見直すしかない。そのようにしないと税収中立にならないですから、あくまでも既存の控除全体をどのように見直していく、その中で新しい課題にこたえていくことが必要と思います。

一点だけ、先ほどの厚生労働省の説明で気が付いたことは、フリーランサーの話が幾つか出ていました。所得税の議論の中では、給与所得と事業所得の間の区分の話に関わると思うのです。所得税の中であれば、給与所得と事業所得をある種一体化して考えましょうと。給与所得控除の問題をどのようにするかということは残りますが、社会保険料の方は、相変わらず給与所得は被用者ですから、所得比例型で、事業所得は相変わらず国民健康保険や、国民年金であったため、定額部分も含む形での課税ということで、社会保険料でもまさに課税であると思いますから、実は社会保険料の方で所得区分が残ってしまうため、この辺りの、まさに先ほどから議論が出ています社会保険料と税の間の不一致というものは考えないと、我々の意図した結果がもたらされないかもしれないなと思いました。

○中里会長

それでは、山田特別委員、お願いします。

○山田特別委員

大田委員もおっしゃったことなのですが、税制はシンプルでなければならない。これから高齢化が進みます。そうすると、税制が複雑になると対応できなくなる人が増えるわけです。今日、給付付き税額控除という言葉が急に出てきたものですから、なぜここでその話になるのか不思議であったのですが、そしてそのような制度は益々難しくなりますので、シンプル性、すなわち、帳簿を付けることが苦手な人でも分かる税制、対応できる税制、それから、年を取っても対応できる、自分で申告できる税制、そのような税制にする必要があると思います。

○中里会長

それでは、神野会長代理、お願いします。

○神野会長代理

どうもありがとうございました。委員の皆様方から生産的な御議論を頂戴したことを深く感謝申し上げる次第です。

パーツ、パーツで検討してきた変化をトータルで見ると、印象としては、どうも一つの時代が終わったかなというような大変化が起きているのではないかと思います。市場社会というものは、生産点と生活点が分離している社会ですが、経済と社会と言いかえても構いません。生産点も生活点も大変化を遂げた四半世紀であったのではないかと考えていま

す。

生産点の方から言えば、成長の基盤が喪失したと言いますか、産業構造を転換していくということを行わないと成長ができなくなっているような時代に差しかかってきているのではないか。それに伴って、当然のことですが、労働市場が大きく転換し始めたということです。

それから、生活点の方から言うと、コミュニティーや、家族など、これまで日本的福祉社会を支えてきたものが壊れてきたことと、さらに日本では、生活点を生産点が包摂するところがあって、つまり、企業内福祉のようなもので包摂したところがあったのですが、そこも機能し得なくなってきたという状況にあるのではないかと思います。

これからの若者に光を当ててという問題意識からすると、生産点と生活点が分離しているという定義からすると、若者というものは、生活点にも生産点にも参加するものと定義できるのではないか。つまり、子供は生産点に参加しませんし、リタイアした、典型的な高齢者は生産点に参加しないわけです。したがって、生産点にも生活点にも新しい状況の下で参加できる、それを保障していくという仕組みが重要になってくるのではないかと思います。

生産点と言いますか、新しい労働市場、養成されている労働市場で要求されることは、10年前の税制調査会の実像把握で指摘されていた二つの傾向、一つは、量の経済から質の経済へ、量から質へという問題と、それから、多様性という二つがキーワードであったと思いますが、量を質に変えることはあくまでも人間の知識であって、先ほど来強調されているヒューマンキャピタルと、それから、ソーシャルキャピタル、この二つを合わせて私たちは知識資本と呼んでいるわけですが、そのようなものが非常に重要になってきて、これはリカーレントで教育し、若い人たちが新しい労働市場に参加できるような条件整備が重要になってくるのではないかと思っています。

それから、もう一つ、家族を形成し、子供を産み育てていくことにも参加するというのは変ですが、形成できるような前提条件を作っていく。つまり、当たり前のことかもしれませんが、生産点にも生活点にも参加できる、両立支援的な、これは女性の社会的進出の条件でもありますが、女性、男性を問わず、全ての社会の構成員、つまり、若者と言われているような、両方に参加する人々に両立を支援していくという観点が重要なのではないかと思っています。

そのような観点からすると、先ほど来、税制を含めた所得再分配機能は重要であると言われてきているのですが、大田委員がおっしゃったような意味での水平的再分配、つまり、苦境に陥った人々を助けていくという考え方から、予防主義的な考え方、救貧から防貧へと言った方が良いのでしょうか、救貧だけではなく、防貧的な思想の下に、両立、つまり、生産と生活に両立していくという視点で考えていく。家族のモデルも、片稼ぎと言いましょうか、男性正社員、性的役割分業、それから、これまで想定していた標準的家族、両親と二人の子供というものも崩壊しているため、両立支援的な発想が必要ではないかと思い

ました。

○中里会長

ありがとうございます。

「経済社会の構造変化」の把握に関する議論については、暑い中、皆様に御協力いただきまして、とても精力的な審議が行われたと思います。このため、その成果について、一定の整理を行いたいと思っているのですが、どのような整理の仕方が良いのかといった点については、今後の個別税目の議論の状況を見ながら、改めて皆様と御相談させていただきたいと考えています。

いずれにしましても、この四半世紀の間に実に大きな構造変化が起きていて、「経済成長の基盤の再構築」や「個人の抱えるリスクへの対応」などの必要性については、皆様全員で認識を共有できたものと思っています。

このように、制度がよって立つ経済社会の構造が大きく変化した以上、それに対応して、税制面でどのような見直しが必要かといった議論を行っていく必要があるということです。

このため、前回にも申し上げましたとおり、次回からは、個人所得課税や資産課税といった、様々な個別税目の議論に入っていきたいと思いますから、いよいよ税制調査会の本番ですが、よろしくお願いします。

詳細については改めて事務局から御連絡します。

本日は以上です。お忙しい中、ありがとうございました。

［閉会］

（注）

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。